| 1 | |
|----|--|
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 6 | |
| 7 | |
| 8 | (仮称)北海道こども計画原案(たたき台) |
| 9 | |
| 10 | 令和7年度(2025年度)~令和11年度(2029年度) |
| 11 | |
| 12 | |
| 13 | |
| 14 | |
| 15 | |
| 16 | |
| 17 | , |
| 18 | **** |
| 19 | The second second |
| 20 | |
| 21 | |
| 22 | |
| 23 | Company |
| 24 | |
| 25 | The same of the sa |
| 26 | |
| 27 | |
| 28 | ごもりん |
| 29 | |

| 1 | 目次 |
|---|------------|
| 2 | 第1 計画の基本事項 |
| 3 | 1 計画策定の趣旨 |

| 2 | 第1 計画の基本事項 | 1 |
|----|---------------------------------|----|
| 3 | 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 4 | 2 計画のめざす姿 | 2 |
| 5 | 3 計画の位置付け | 3 |
| 6 | 4 他計画との関連 | 4 |
| 7 | 5 計画の期間 | 4 |
| 8 | 第2 こどもを取り巻く現状 | 5 |
| 9 | 1 少子化の現状や要因 | 5 |
| 10 | (1)少子化の現状 | 5 |
| 11 | (2)少子化の要因 | 7 |
| 12 | 2 青少年を取り巻く環境の現状と課題 | |
| 13 | (1)青少年を取り巻く現状 | |
| 14 | (2)課題 | 20 |
| 15 | 3 こどもの貧困等の現状と課題 | 21 |
| 16 | (1)こどもの貧困等の現状 | 21 |
| 17 | (2)課題 | 31 |
| 18 | 4 出産や子育てを巡る道民の意識とニーズ | 32 |
| 19 | (1)夫婦の完結出生児数・平均理想こども数・平均予定こども数等 | 32 |
| 20 | (2)少子化や子育てについての道民意識 | 35 |
| 21 | (3) 北海道のこどもの生活実態 | 38 |
| 22 | 第3 これまでの計画に基づく取組と評価 | 40 |
| 23 | 1 取組全体の評価 | 40 |
| 24 | 2 第4期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画の評価 | 41 |
| 25 | (1)施策の体系(表の左列は「ライフステージ」) | 42 |
| 26 | (2)目標設定項目の推進状況 | 44 |
| 27 | (3) 各ステージの評価 | 47 |

| 1 | 3 第2次北海道青少年健全育成基本計画の評価50 |
|----|--|
| 2 | (1)施策の体系50 |
| 3 | (2) 目標設定項目の推進状況5 |
| 4 | (3)各基本方針の評価60 |
| 5 | 4 第2期北海道子どもの貧困対策推進計画の評価6 |
| 6 | (1) 施策の体系6 |
| 7 | (2)目標設定項目の推進状況68 |
| 8 | (3)各重点施策の評価 |
| 9 | 第4 (仮称)「北海道こども計画」策定の考え方7 |
| 10 | 1 計画の基本的な対応方向7 |
| 11 | 2 計画の目標7 |
| 12 | (1)計画の基本目標78 |
| 13 | (2)都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされている事項78 |
| 14 | (3) 「都道府県社会的養育推進計画」に定めることとされている事項79 |
| 15 | (4) その他の指標79 |
| 16 | 3 目標達成に向けた基本的な方針と具体的な取組81 |
| 17 | (1)こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障 |
| 18 | し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る8 |
| 19 | (2)こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進 |
| 20 | めていく |
| 21 | (3)こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援 |
| 22 | する |
| 23 | (4)良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態 |
| 24 | で成長できるようにする102 |
| 25 | (5)若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を前提として若い |
| 26 | 世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取 |
| 27 | り組む 133 |
| 28 | (6)施策の総合性を確保するとともに、関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視する |
| 29 | 13 |
| 30 | 第 5 計画推進のための取組と指標の設定139 |
| 31 | 1 (仮称)北海道こども計画の施策目標と取組139 |
| | |

| 1 | 2 (仮称)北海道こども計画における目標設定項目【一部調整中】 | 142 |
|----|---------------------------------|-----|
| 2 | (1)学校教育や保育を必要とする量の見込みと確保方策【調整中】 | 142 |
| 3 | (2)認定こども園及び地域子ども・子育て支援事業【調整中】 | 143 |
| 4 | (3)その他指標【一部調整中】 | 144 |
| 5 | 3 各ライフステージの取組 | 149 |
| 6 | (1)ライフステージを通して | 151 |
| 7 | (2)こどもの誕生前から幼児期まで | 151 |
| 8 | (3)学童期・思春期 | 151 |
| 9 | (4)青年期 | 151 |
| 10 | 第 6 計画の推進 | 152 |
| 11 | 1 計画の推進体制 | 152 |
| 12 | 2 計画の点検評価 | 153 |
| 13 | 第7 別表 | 154 |
| 14 | 第8 資料 | 155 |
| 15 | 1 用語の解説 | 155 |
| 16 | 2 各種データ | 156 |
| 17 | 3 こども基本法 | 161 |
| 18 | 4 (仮称)北海道こども基本条例 | 161 |
| 19 | 5 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例 | 161 |
| 20 | 6 北海道青少年健全育成条例 | 161 |
| 21 | | |

第1 計画の基本事項

2 1 計画策定の趣旨

1

- 3 道では、こどもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、本道の特性を十分に生かし
- 4 ながら、社会全体で出産や子育て、こどもの成長をしっかりと支えることができる社会を目
- 5 指して、平成16年(2004年)10月、全国に先駆けて「北海道子どもの未来づくりのため
- 6 の少子化対策推進条例」(以下「少子化対策条例」という。)を制定し、平成 17 年度(2005
- 7 年度)に、本条例に基づき、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」(以下「少子化対
- 8 策計画」という。)を策定しました。以降、令和6年度(2024年度)まで4期20年にわた
- 9 り、こどもを産み育てやすい社会の実現に向けて、様々な取組を進めてきました。
- 10 また、平成20年度(2008年度)には、「北海道青少年健全育成条例」(以下「青少年条
- 11 例」という。)に基づき、「北海道青少年健全育成基本計画」(以下「青少年計画」という。)
- 12 を策定し、2期16年にわたり、青少年が心身ともに健やかに成長できる社会の実現に向け
- 13 て取り組んできました。
- 14 さらに、平成27年度(2015年度)には、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づい
- 15 て、「北海道子どもの貧困対策推進計画」(以下「貧困対策計画」という。)を策定し、2
- 16 期 10 年にわたり、本道の全てのこどもが、置かれている環境等にかかわらず、夢と希望を
- 17 持って成長できる地域社会の実現に向けて取り組んできました。
- 18 こうした中、国では、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない現状や、児童虐
- 19 待やいじめ、不登校など、こどもを取り巻く深刻な状況等を背景に、こどもの最善の利益を
- 20 第一に考え、こどもに関する取組や政策を社会の真ん中に据え、強力に進めていくことが急
- 21 務であるとして、令和5年(2023年)4月にこども家庭庁を発足させ、こどもの権利保障
- 22 等を基本理念とするこども基本法を施行し、同年 12 月には、少子化のトレンドを反転させ
- 23 るための「加速化プラン」を含む「こども未来戦略」や、今後5年程度を見据えたこども施
- 24 策の基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。
- 25 また、道においても、こども基本法を踏まえ、こどもの意見表明や社会参加の促進等を規
- 26 定する「(仮称) 北海道こども基本条例 | の策定に向けた議論を進めています。
- 27 こうした国の動きや道の新たな施策、コロナ禍を経た道内のこども・子育て世帯の現状、
- 28 これまでの計画の取組状況の評価等を踏まえ、道では、今後5年間の総合的なこども施策や
- 29 目標などを定める(仮称)「北海道こども計画」を策定することとします。
- 30 なお、本計画では、関係する施策に横串を通すことで、より効果的・効率的な実施につな
- 31 がるよう、上記三つの計画を束ねて一つの計画とします。



2 計画のめざす姿

- 本道の未来を担うこどもたちが、広い大地と豊かな自然の中で、伸び伸びと心豊かに成長することは、道民全ての願いです。
- 5 道では、こども基本法の施行を踏まえて、こども向けパブリックコメントなど、こども・
- 6 若者の意見を道政に反映する取組を実施しているほか、こどもの権利保障等を基本理念と
- 7 する「(仮称) 北海道こども基本条例」の策定に向けて議論を進めるなど、大人が中心にな
- 8 ってつくってきた社会を、「こどもまんなか社会」へと変えていくための取組を推進してい
- 9 ます。

- 10 「こどもまんなか社会」とは、こども・若者が個人として尊重され、自分らしく、幸せな
- 11 状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会であり、こうした社会の実現は、
- 12 こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、ひいては、少子化・
- 13 人口減少の流れを変え、未来を担う人材を地域で育み、地域社会の持続可能性を高めること
- 14 にもつながります。
- 15 道では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、今後5年間のこども施策の目標や具体
- 16 的取組を定め、こどもや若者、子育て世帯への切れ目のない支援を総合的かつ計画的に実施
- 17 します。
- 1819
- 20
- 21
- 22
- 2324
- 25
- 26
- 2728
- 29
- 30
- 31

1 3 計画の位置付け

2 本計画は北海道総合計画の特定分野別計画、こども基本法第 10 条に基づく都道府県こ 3 ども計画として策定し、関連する次の九つの計画の内容を盛り込みます。

| | - も前回として来たし、因注する人のルフの前回の自存を置り込みよう。 | | | | | | | | |
|--------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 計画名 | 根拠(法・通知) | | | | | | | | |
| 『道府県子ども・若者計画 | 子ども・若者育成支援推進法第9条 | | | | | | | | |
| どもの貧困の解消に向 | こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 | | | | | | | | |
| た対策に関する都道府 | 10条 | | | | | | | | |
| !計画 | | | | | | | | | |
| (世代育成支援に関する | 次世代育成支援対策推進法第9条 | | | | | | | | |
| 《道府県行動計画 | | | | | | | | | |
| ども・子育て支援事業支 | 子ども・子育て支援法第 62 条 | | | | | | | | |
| 計画 | | | | | | | | | |
| 上子及び父子並びに寡婦 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条 | | | | | | | | |
| 対する自立促進計画 | | | | | | | | | |
| +子保健を含む成育医療 | 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必 | | | | | | | | |
| に関する計画 | 要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合 | | | | | | | | |
| | 的な推進に関する法律第 17 条 | | | | | | | | |
| 《道府県社会的養育推進 | 都道府県社会的養育推進計画の策定について(令和6年3 | | | | | | | | |
| 画 | 月 12 日付こ支家第 125 号こども家庭庁支援局長通知) | | | | | | | | |
| 子化対策に関する実施 | 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例 | | | | | | | | |
| 画 | 第7条 | | | | | | | | |
| 「少年の健全な育成に関 | 北海道青少年健全育成条例第9条 | | | | | | | | |
| る基本計画 | | | | | | | | | |
| | 道府県子ども・若者計画 どもの貧困の解消に向 た対策に関する都道府 計画 世代原表護に関する 道府県行動計画 ども・子育て支援事業支 計画 子及子並びに寡婦 対する自立促進計画 子保健を含む成育医療 に関する計画 道府県社会的養育推進 画 子化対策に関する実施 画 少年の健全な育成に関 | | | | | | | | |

- 1 また、オール北海道で、持続可能な開発目標 SDGs を推進するため、道では、平成 30 年
- 2 (2018年) 12 月に北海道 SDGs 推進ビジョンを策定しました。
- 3 本計画は、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策を総合的かつ計画的に推進
- 4 することにより、SDG s の全てのゴール (ターゲット) の達成に資するものです。



7

8

9

4 他計画との関連

北海道創生総合戦略や北海道総合教育大綱と調和させるとともに、幼児教育や義務教育、高校教育などの教育分野や人口減少対策、保健・医療・福祉、男女平等参画、女性活躍、経済・雇用など関連する計画と整合性を保ち、連携して施策を展開します。

1011

12

5 計画の期間

13 計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間と 14 します。

第2 こどもを取り巻く現状

2 1 少子化の現状や要因

(1) 少子化の現状

4 本道の出生数は、昭和 31 年 (1956 年) 以降、年間 10 万人を下回り、一時的に回復した 5 年はあるものの、減少の一途をたどり、令和 5 年 (2023 年) には約 2 万 4 千人となってい 6 ます。

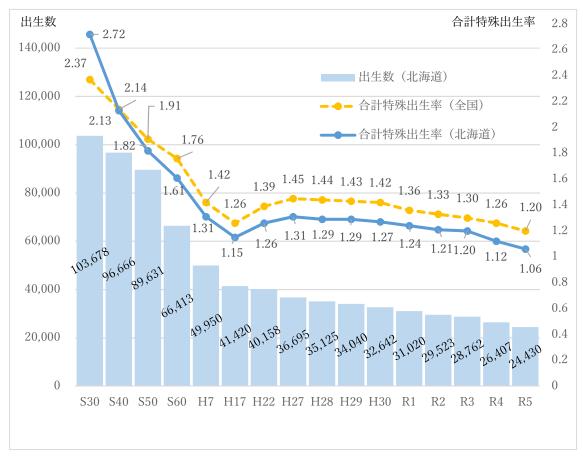
7 また、合計特殊出生率(以下「出生率」という。)は、平成 17 年 (2005 年) には 1.15 8 (全国平均 1.26) まで低下し、その後、平成 20 年台には 1.2 台まで回復しましたが、令和 5 年 (2023 年) は 1.06 (全国平均 1.20) と過去最低水準となり、全国では東京に次いで 2 10 番目に低い状況となっています。

11 12

1

3

図表 1 本道における出生数及び合計特殊出生率等の推移



13

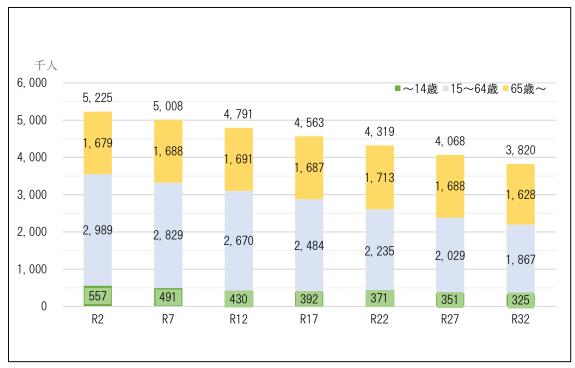
14 厚生労働省「人口動態統計 |

1 国立社会保障・人口問題研究所が発表した令和5年(2023年)12月の推計によると、こ 2 のまま少子化が進行した場合、北海道の人口は令和32年(2050年)には382万人まで減 3 少することが予測されています。

4 5

6

図表 2 北海道の人口の推移と将来推計



7 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

8 ※R2 年は国勢調査による実績値

(2) 少子化の要因

2 少子化の要因は、未婚化・晩婚化・晩産化のほか、本道では全国と比較して、核家族化が 3 進んでいることや若年者の失業率が高いことなども影響し、これらの要因や背景が複雑に 4 絡み合って、全国を上回るスピードで少子化が進行しているものと考えられます。

5

6

1

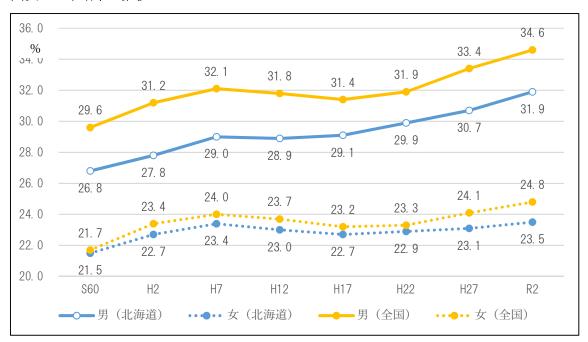
未婚化

7 直近の令和 2 年(2020年)と平成 27 年(2015年)を比べると、全国の未婚率(15歳以 8 上に占める未婚者の割合)は、男性で 1.2、女性で 0.7 ポイント上昇しています。

9 また、本道も、男性で 1.2、女性で 0.4 ポイント増加し、令和 2 年 (2020 年) は、全国に 10 比べ、男性で 2.7、女性で 1.3 ポイント低いものの、全国同様、上昇傾向にあります。

1112

図表 3 未婚率の推移



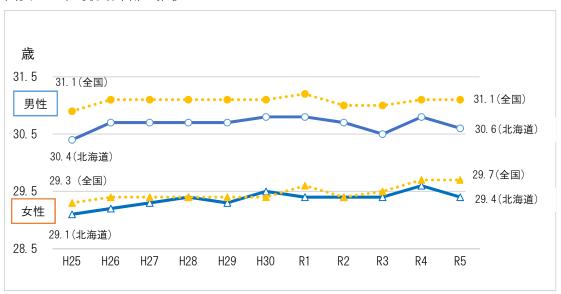
14 総務省「国勢調査」

② 晚婚化

全国の女性の平均初婚年齢は、平成 25 年 (2013 年) の 29.3 歳に比べ、令和 5 年 (2023 年) には 29.7 歳と 10 年間で 0.4 歳上昇しています。本道も同様の傾向であり、男性は平成 25 年 (2013 年) の 30.4 歳に比べ、令和 5 年 (2023 年) には 30.6 歳と 0.2 歳、女性は平成 25 年 (2013 年) の 29.1 歳に比べ、令和 5 年 (2023 年) には 29.4 歳と 0.3 歳上昇しています。

1 2

図表 4 平均初婚年齢の推移



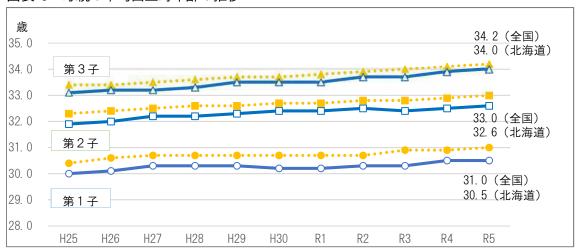
厚生労働省「人口動態統計」

③ 晚産化

2 本道の第1子出生時の母親の平均年齢は、平成25年(2013年)に30歳代になって以降、

- 3 徐々に上昇し、令和5年(2023年)には30.5歳となっています。
 - また、第2子、第3子出生時の年齢も上昇傾向にあります。

図表 5 母親の平均出生時年齢の推移



厚生労働省「人口動態統計」

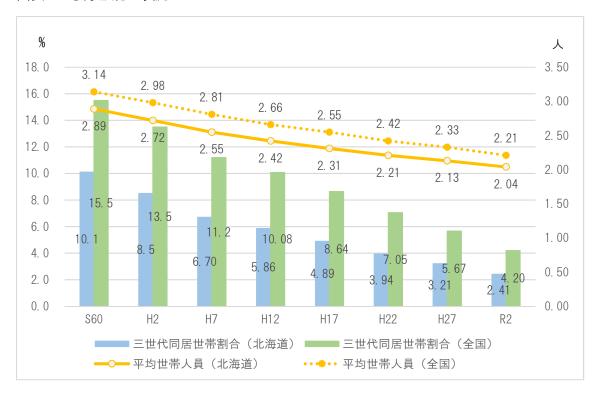
④ 核家族化

三世代同居している世帯の割合及び平均世帯人数ともに減少傾向にあり、祖父母等から 子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。

さらに、本道では、三世代同居世帯割合が令和 2 年(2020 年)で 2.41%と全国の 4.20% に比べ 1.79 ポイント、平均世帯人員も全国の 2.21 人に対し、 2.04 人と 0.17 ポイント下回っており、全国よりも核家族化が進行している状況にあります。

1 2

図表 6 核家族化の状況



総務省「国勢調査」

⑤ 女性の就業率

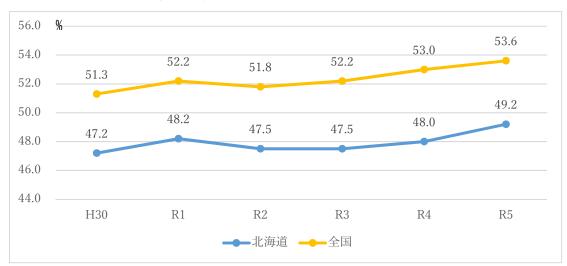
2 本道の女性の就業率は全国平均を下回っていますが、上昇傾向にあり、女性の社会進出が 3 進んでいます。

4 また、女性の年齢階級別就業率を平成30年(2018年)と令和5年(2023年)で比較すると、特に25~34歳の就業率が伸びているなど、子育て世代の就業者が増加しています。 一方、本道における年代別の女性の正規雇用率(その形状から「L字カーブ」とも呼ばれる)をみると、20代後半から30代にかけて全国との差が開いています。

8

1

図表 7 女性の就業率(全年代)

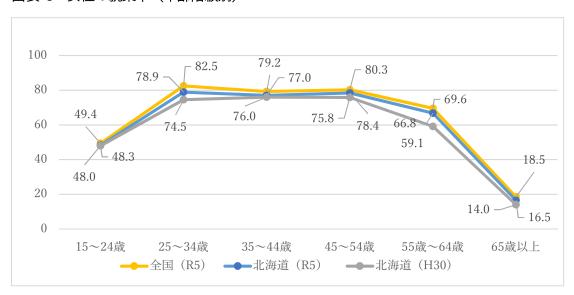


10

総務省「労働力調査」

1112

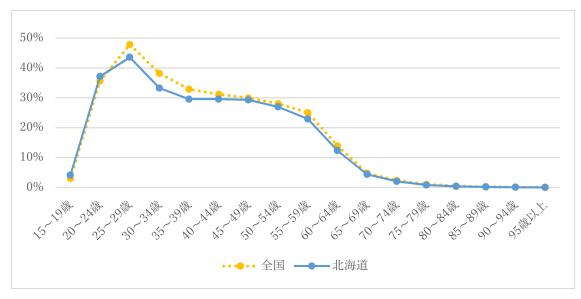
13 図表 8 女性の就業率(年齢階級別)



14

15 総務省「労働力調査」

1 図表 9 年齢別 女性の正規雇用率の推移(L字カーブ(令和2年))



総務省「国勢調査」

⑥ 育児休業制度の規定等

本道において育児休業制度を就業規則等に規定している事業所の割合は、令和5年(2023年)に前年と比較して7.8 ポイント増加したものの、女性の育児休業制度取得率は83.5%と全国平均を4.1 ポイント下回っている状況にあります。

10 図表 10 育児休業制度の規定及び女性の取得状況



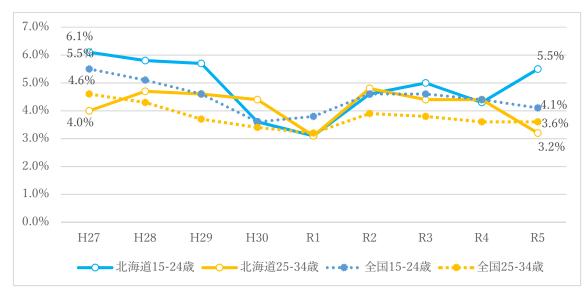
12 北海道分:「就業環境実態調査」、全国分:厚生労働省「雇用均等基本調査」

1 ⑦ 若年者の失業率

2 本道における令和 5 年 (2023 年) 時点の若年者の失業率は、15-24 歳で前年比 1.1 ポイ 3 ント増加し、全国平均を上回った一方で、25-34 歳では前年比 1.2 ポイント減少し、全国平 4 均を下回っている状況にあります。

5 6

図表 11 若年者の失業率の推移



8 総務省「労働力調査」

9

7

10 ⑧ 非正規職員・従業員の割合

11 本道における会社などの役員を除く雇用者に占める非正規職員・従業者の割合は減少傾 12 向にありますが、全国平均を上回っている状況です。

13 若年者(15~34歳)における非正規職員・従業者の割合も同様の傾向が見られます。

14

15

図表 12 非正規職員・従業員の割合

| | 非正規職員・ | 従業者の割合 | | | | |
|------|---------|---|--------------|-------|--|--|
| | 25年/光帆兵 | (人) | 若年者(15~34 歳) | | | |
| | H29 | R 4 | H29 | R 4 | | |
| 北海道 | 40.6% | 34.3% | 35.1% | 33.1% | | |
| 全国平均 | 38.2% | 31.6% | 32.9% | 30.3% | | |

総務省「就業構造基本調査」

17

16

18

19

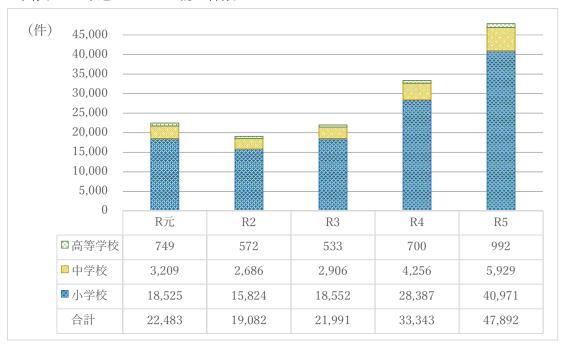
2 青少年を取り巻く環境の現状と課題

(1) 青少年を取り巻く現状

3 ① いじめの現状

道内のいじめの認知件数は令和5年度(2023年度)に4万件を上回り、過去最多となっており、令和元年度(2019年度)と比較して2倍以上となっています。

図表 13 本道のいじめの認知件数



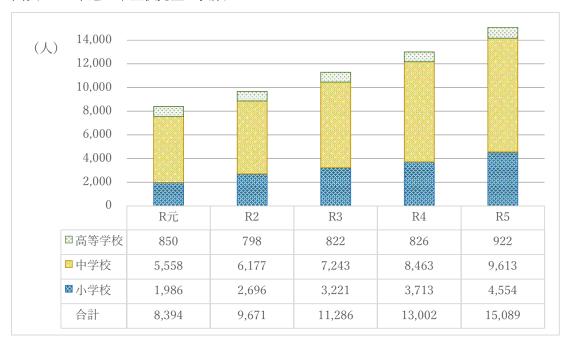
北海道教育委員会「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

② 不登校・ひきこもりの現状

道内の不登校(注)の児童生徒は増加傾向にあり、特に小学校では令和元年度(2019年度)と比較して2倍以上となっています。

1 2

図表 14 本道の不登校児童生徒数



北海道教育委員会「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

注) 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した者のうち、主たる理由が不登校の者の数

また、内閣府が令和 4 年度(2022 年度)に行った「こども・若者の意識と生活に関する調査」では広義のひきこもり群※2 の若者(15~39 歳)の割合は 2.05%と推計されており、ひきこもりとなったきっかけは「退職したこと」、「人間関係がうまくいかなかった」、「新型コロナの流行」、「病気」、「中学校時代の不登校」の順で多い状況となっています。このほか、不登校の児童生徒やひきこもりの状態にある人などは、孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に至りやすい当事者として現在一定程度認識されており、内閣府が令和 5 年度(2023 年度)に行った「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」では、

「失業・休職・退学・休学(中退・不登校を含む)」が、現在の孤独感に影響を与えたと思

う出来事の上位(20位中8位)になっています。

- 1 ※2 調査における「広義のひきこもり群」の定義
- 2 「普段どのくらい外出しますか」という質問に対し、下記の1~4のいずれかであると回
- 3 答し、かつ、その状態となって6か月以上である回答をした者
- 4 1 自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
- 5 2 近所のコンビニなどには出かける
- 6 3 自室からは出るが、家からは出ない
- 7 4 自室からほとんど出ない
- 8 ただし、次の者を除く。
- 9 ①現在、就業中である旨の回答をしている者等
- 10 ②身体的な病気等を現在の外出状況の理由としている者
- 11 ③専業主婦・主夫、家事手伝いであると回答している者や出産・育児を現在の外出状況の
- 12 理由としている者等のうち、最近6か月以内に家族以外の人と「よく会話した」「ときどき
- 13 会話した」と回答している者

15

17

③ 福祉を害する犯罪の現状

16 児童ポルノや年少者雇用のように、青少年の心身に有害な影響を与え、その福祉を害す

る犯罪(福祉犯)ついては、毎年多くの青少年が被害に遭っており、そのうち SNS に起因

18 する被害が5割近くを占めています。

19 20

図表 15 本道の福祉犯の被害状況(被害者数)

| | 総数 | うち SNS | 児童 | 売 春 | 風営 | 児童買春 | 道育成 | その他 | | |
|-----|-----|--------|-----|-----|------|-------|-----|-----|--|--|
| 総 第 | 心 奴 | に起因 | 福祉法 | 防止法 | 適正化法 | ・ポルノ法 | 条 例 | その他 | | |
| H30 | 211 | (99) | 6 | 2 | 4 | 110 | 73 | 16 | | |
| R 1 | 251 | (136) | 8 | 2 | 17 | 115 | 94 | 15 | | |
| R 2 | 199 | (99) | 4 | 1 | 22 | 77 | 85 | 10 | | |
| R 3 | 197 | (103) | 6 | | 2 | 98 | 76 | 15 | | |
| R 4 | 185 | (97) | 1 | 1 | 7 | 89 | 81 | 6 | | |
| R 5 | 220 | (104) | 4 | 2 | 6 | 95 | 84 | 29 | | |

21 北海道警察「少年非行の現況」

22

23

24

2526

27

④ 少年非行の現状

2 本道の少年非行の状況は、平成 25 年(2013 年)の非行少年総数を 100 とした場合に、

3 令和5年(2023年)時点で約6割に減少しているものの、近年は増加傾向にあります。

5 図表 16 本道の少年非行の状況(人数及び H25 年を 100 とした場合の指数)

| 項目 | | H25 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 |
|--------|--------------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 非行少年総数 | | 2,162 | 1,135 | 967 | 986 | 1,054 | 1,375 |
| | 指数(対 H25 年比) | 100.0 | 46.7 | 39.8 | 40.6 | 48.8 | 63.6 |
| | 刑法犯 | 2,018 | 1,005 | 815 | 823 | 879 | 1,162 |
| | 特別法犯 | 127 | 125 | 149 | 162 | 175 | 210 |
| | ぐ犯 | 17 | 5 | 3 | 1 | 0 | 3 |

6 警察庁「警察白書」・北海道警察「少年非行の現況」

7 8

1

4

⑤ インターネットの利用の現状

9 令和5年度(2023年度)の全国の青少年のインターネット利用状況は、98.7%がインタ

10 ーネットを利用しており、うち 70.8%が平日に 3 時間以上利用し、平均時間は 296.9 分と

11 なっています。学年が上がるほど、平均利用時間、3時間以上を回答した割合ともに高い水

12 準となっています。

13

14 図表 17 全国の平日のインターネットの利用時間(令和5年度)

| | 利用状況(%) | 平均利用時間(分) | 3時間以上を回答した割合(%) |
|-----|---------|-----------|-----------------|
| 小学生 | 98.2 | 226.3 | 57.3 |
| 中学生 | 98.6 | 282.1 | 71.8 |
| 高校生 | 99.6 | 374.2 | 81.4 |
| 全体 | 98.7 | 296.9 | 70.8 |

こども家庭庁「令和5年度『青少年のインターネット利用環境実態調査』報告書」

1617

15

18

19

20

21

⑥ 新規学卒者の早期離職の現状

本道の新規学卒者の就職内定率は令和6年(2024年)3月の大学卒業者は93.1%で、同 年3月の高校卒業者は98.8%となっています。

離職率について、新規学卒者の就職後3年以内の離職率は、令和2年(2020年)3月卒 業者では、高校卒は43.9%、大学卒では35.7%であり、全国平均よりも高くなっています。

図表 18 本道の新規高校/大学卒業者の3年以内の離職率

(単位:%) 十学太

| | • | | | • • • | | | | | | |
|-------|---|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 区分 | | | 高校卒 | | | 大学卒 | | | | |
| 卒業年月 | H28.3 | H29.3 | H30.3 | H31.3 | R2.3 | H28.3 | H29.3 | H30.3 | H31.3 | R2.3 |
| 北海道 | 45.5 | 44.6 | 43.8 | 41.6 | 43.9 | 35.9 | 36.4 | 34.6 | 33.9 | 35.7 |
| 全国 | 39.2 | 39.5 | 36.9 | 35.9 | 37.0 | 32.0 | 32.8 | 31.2 | 31.5 | 32.3 |
| 全国との差 | 6.3 | 5.1 | 6.9 | 5.7 | 6.9 | 3.9 | 3.6 | 3.4 | 2.4 | 3.4 |

北海道労働局「新規学校卒業者の過去3か年度の在職期間別離職状況」等

⑦ 若年無業者の現状

若年無業者(15歳~34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者)の動向について、令和2年(2020年)には若年無業者が増加しており、特にそのうち「15~24歳」の層で比較的大きく増加しています。

5 また、当該年齢層の人口に占める割合をみると、「15~34 歳」の若年無業者の年齢層の 6 割合の方が、「35~44 歳」無業者の年齢層の割合よりも大きく上昇しており、若年層への 7 影響がより大きいことが分かります。

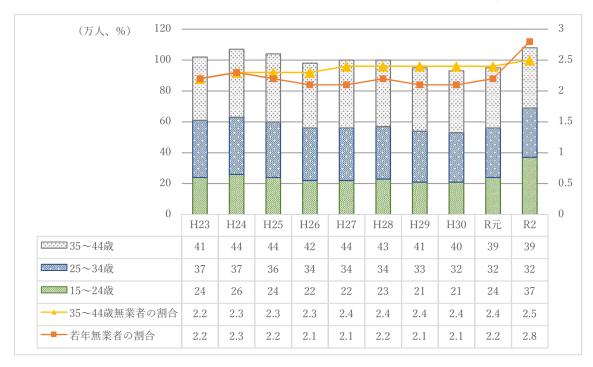
8

1 2

3

4

図表 19 若年無業者及び 35~44 歳無業者の数及び人口に占める割合の推移(全国)



10

11

12

総務省「労働力調査(基本集計)」等

- 注1) 「若年無業者」は15~34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者を指す。
- 13 注2) 「35~44 歳無業者」は 35~44 歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者を指す。

1415

1617

1819

20

(2)課題

本道の未来を担う青少年の育成は、社会全体で取り組むべき課題であり、未来の担い手で ある青少年が、成長過程で様々な学びや体験を経て、心身ともに健やかに成長し、社会の一 員として、互いの多様性を認め合い自立できる環境をつくるため、家庭、学校、地域社会等 の相互の連携の下に取り組んでいくことが重要です。 いじめや不登校等の重大な課題に対して、引き続き、未然防止に向けた道徳教育や人権に 関する教育、情報モラル教育等の充実と早期の対応が不可欠であるとともに、孤独・孤立の 問題については、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたることを踏まえ、 様々な関係者による連携体制の構築などに取り組む必要があります。 青少年の非行と被害の防止については利用の低年齢化が進む中、スマートフォンの普及 等により、SNS に起因するトラブルに巻き込まれる機会が増えており、インターネット利 用におけるこどもの性犯罪被害等を防止することが喫緊の課題です。また、アルバイト感覚 で犯罪に加担してしまう、いわゆる「闇バイト」の横行や大麻等の薬物事犯で検挙される若 年層の急増など、青少年の置かれている状況は、被害と非行の両面において深刻なものとな っています。また、電子マネー等の利用に関する留意点や消費者トラブルに関する啓発など 被害の発生防止に関する消費者教育や情報提供が必要です。 新規学卒者や離職する若者に対して、キャリアコンサルタントによる相談支援、コミュニ ケーション訓練、就業体験、職業訓練によるスキルアップなど、行政や地域若者サポートス テーションなどの関係機関が連携して、職業的自立に向けた支援を推進する必要がありま

3 こどもの貧困等の現状と課題

(1) こどもの貧困等の現状

① 我が国におけるこどもの貧困の現状

4 国が実施した「国民生活基礎調査」によると、令和3年(2021年)の貧困線(等価可処

- 分所得の中央値の半分)は127万円となっており、「相対的貧困率」(貧困線に満たない世
- 6 帯の割合)は、15.4%、18歳未満のこどもの貧困率は11.5%となっています。
- 7 一方、こどもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は50.8%と、大人が二
- 8 人以上いる世帯の10.7%に比べ非常に高い水準となっています。

10 図表 20 貧困率の推移

(単位%)

| | | H12 | H15 | H18 | H21 | H24 | H27 | Н | 30 | R3 |
|---|-----------|------|------|------|------|------|------|-----------|------|------|
| | | | | | | | | 旧基準 | 新基準 | 新基準 |
| 相 | 対的貧困率 | 15.3 | 14.9 | 15.7 | 16.0 | 16.1 | 15.7 | 15.4 | 15.7 | 15.4 |
| ۲ | どもの貧困率 | 14.4 | 13.7 | 14.2 | 15.7 | 16.3 | 13.9 | 13.5 14.0 | | 11.5 |
| ۲ | どもがいる現役世帯 | 13.0 | 12.5 | 12.2 | 14.6 | 15.1 | 12.9 | 12.6 | 13.1 | 10.6 |
| | 大人が一人 | 58.2 | 58.7 | 54.3 | 50.8 | 54.6 | 48.1 | 48.3 | 44.5 | 50.8 |
| | 大人が二人以上 | 11.5 | 10.5 | 10.2 | 12.7 | 12.4 | 10.7 | 11.2 | 8.6 | 10.7 |

11

1

2

3

5

9



12 13

14

厚生労働省「国民生活基礎調査」

15 16

注)2018年(平成30年)から「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準により、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの

1718

1 ② 本道におけるこどもの貧困の現状

- 2 都道府県別の貧困率が公表されていないため、生活保護世帯やひとり親世帯の状況等を
- 3 基に、本道におけるこどもの貧困の現状を分析します。

4 ア 生活保護世帯の現状

- 5 本道における生活保護の状況は、令和6年(2024年)4月時点で121,520世帯、149,371
- 6 人、保護率は 2.93%となっており、平成 31 年 (2018 年) 4 月時点 (第 2 期貧困対策計画策
- 7 定時) に比べ、世帯数は 1,698 世帯 (1.38%) 、受給者数は 9,939 人 (6.24%) 減少してい
- 8 ます。
- 9 保護率は、0.08 ポイント低下していますが、全国の状況と比較すると、本道の保護率は全
- 10 国 (1.62%) を 1.31 ポイント上回っています。

11

12 図表 21 生活保護の状況

| | H31.4(第2期北海道貧困対 策推進計画策定時) | | Re | 5.4 | |
|-------------|------------------------------|-----------|---------|-----------|--|
| | 全道 | 全国 | 全道 | 全国 | |
| 被保護世帯数 (世帯) | 123,218 | 1,634,353 | 121,520 | 1,647,853 | |
| 被保護者数(人) | 159,310 | 2,081,339 | 149,371 | 2,011,281 | |
| 保護率(%) | 3.01 | 1.65 | 2.93 | 1.62 | |

13 厚生労働省「被保護者調査」(令和6年度)

1415

- また、本道におけるアイヌの人たちの生活保護の状況については、前回調査と比べると保
- 16 護率は 0.49 ポイント増加しています。

1718

図表 22 道内のアイヌの人たちの生活保護の状況

| | H29 | R5 |
|---------------------|------|------|
| 生活保護世帯数(世帯) | 281 | 359 |
| 生活保護者人数(人) | 386 | 466 |
| 保護率(%) | 3.61 | 4.10 |
| (参考)アイヌ居住市町村の保護率(%) | 3.21 | 3.16 |

19 北海道「令和5年アイヌ生活実態調査」※保護率の単位を‰(千分率)から%(百分率)に修正して記載

20

1 イ ひとり親世帯の現状

- 2 本道におけるひとり親世帯は、令和2年(2020年)国勢調査によると40,970世帯、全世
- 3 帯に占める割合は 1.65%となっており、平成 27 年 (2015 年) に比べ、世帯数は 9,162 世
- 4 帯減(18.28%減)、全世帯に占める割合は0.41ポイント減と、いずれも減少しているもの
- 5 の、全国の状況と比較すると、ひとり親世帯の全世帯に占める割合は、本道が全国(1.29%)
- 6 を 0.36 ポイント上回っています。

7 8

図表 23 ひとり親の世帯数

| | Н | 27 | R2 | | |
|---------------|--------|---------|--------|---------|--|
| | 全道 | 全国 | 全道 | 全国 | |
| ひとり親世帯(世帯) | 50,132 | 838,727 | 40,970 | 721,290 | |
| 全世帯に占める割合 (%) | 2.06 | 1.57 | 1.65 | 1.29 | |

9 総務省「国勢調査」

10

- 11 道内のひとり親世帯の収入について、母子世帯の年収を見ると、200万円未満の世帯が令
- 12 和4年(2022年)時点で45.1%となっています。
- 13 また、父子世帯の年収は、200万円未満の世帯が16.0%で、母子世帯、父子世帯ともに5
- 14 年前に比べ、減少しています。

15

16 図表 24 道内の母子世帯の収入

| | H20 | H24 | H29 | R4 |
|------------------|------|------|------|------|
| 200 万円未満 (%) | 58.6 | 57.1 | 54.7 | 45.1 |
| 200~300 万円未満 (%) | 28.6 | 29.9 | 30.0 | 32.9 |
| 300万円以上(%) | 12.9 | 13.0 | 15.3 | 22.0 |

- 17 北海道「ひとり親家庭生活実態調査」
- 18 北海道民生委員児童委員連盟「ひとり親家庭(父と子、母と子の家庭)の生活と意識に関する調査」

19

20 図表 25 道内の父子世帯の収入

| | H20 | H24 | H29 | R4 |
|------------------|------|------|------|------|
| 200 万円未満(%) | 16.3 | 20.5 | 19.6 | 16.0 |
| 200~300 万円未満 (%) | 27.9 | 30.4 | 41.5 | 29.2 |
| 300万円以上(%) | 55.8 | 49.1 | 38.9 | 54.8 |

- 21 北海道「ひとり親家庭生活実態調査」
- 22 北海道民生委員児童委員連盟「ひとり親家庭(父と子、母と子の家庭)の生活と意識に関する調査」

- 1 ひとり親世帯の親の就業率は、令和2年(2020年)国勢調査によると母子世帯で81.5%、
- 2 父子世帯で88.4%となっています。雇用形態別に見ると、母子世帯では、正規職員が49.0%、
- 3 パート・アルバイトなど非正規職員が44.3%となっており、父子世帯では正規職員が72.0%、
- 4 非正規職員が7.5%となっています。
- 5 前回調査(平成27年)と比較すると、道内では、母子世帯・父子世帯ともに、就業率も
- 6 正規職員の割合も上昇しました。
- 7 また、全国の状況と比較すると、母子世帯では、就業率、正規職員の割合ともに全国をや
- 8 や下回っており、父子世帯では、就業率、正規職員の割合ともに全国をやや上回っています。

図表 26 ひとり親家庭の親の就業率

| | 至 | 道(H27 | ") | 全 | È国(H27 | ") | 全 | 道(R2) |) | 全 | 国 (R2) |) |
|-----|------|-------|------|------|--------|------|------|-------|------|------|--------|------|
| | 全体 | | | 全体 | | | 全体 | | | 全体 | | |
| | | 正規 | 非正規 | | 正規 | 非正規 | | 正規 | 非正規 | | 正規 | 非正規 |
| | | 職員 | 職員 | | 職員 | 職員 | | 職員 | 職員 | | 職員 | 職員 |
| 母子 | | | | | | | | | | | | |
| 世帯 | 77.6 | 41.4 | 51.8 | 80.8 | 44.4 | 48.2 | 81.5 | 49.0 | 44.3 | 83.0 | 50.7 | 41.8 |
| (%) | | | | | | | | | | | | |
| 父子 | | | | | | | | | | | | |
| 世帯 | 87.8 | 70.2 | 9.9 | 88.1 | 69.4 | 9.7 | 88.4 | 72.0 | 7.5 | 87.8 | 71.4 | 7.5 |
| (%) | | | | | | | | | | | | |

総務省「国勢調査」

11 12 13

ひとり親世帯のこどもの保育所や幼稚園等への就園率は、全道で88.2% (R4年調査)と、 全国(R3年調査:79.8%)に比べて高くなっています。

141516

図表 27 ひとり親家庭のこどもの就園率

| | 全道 | 全国 | 全道 | 全国 |
|-------------------|-------|-------|------|------|
| | (H29) | (H28) | (R4) | (R3) |
| ひとり親家庭のこどもの就園率(%) | 86.0 | 81.7 | 88.2 | 79.8 |

17 北海道「ひとり親家庭生活実態調査」 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」

18 北海道民生委員児童委員連盟「ひとり親家庭(父と子、母と子の家庭)の生活と意識に関する調査」

19

20 以上のことから、就業率等の改善は見られるものの、世帯収入など、本道のひとり親世帯 21 が経済的に厳しい状況にあることは明らかであり、その状況は母子世帯においてより顕著 22 になっています。

23

1 ウ 児童虐待への対応と社会的養護の状況

(ア) 児童虐待への対応

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、高い水準で推移しており、令和4年度 (2022年度)に全道で5,855件となっています。

5 6

2

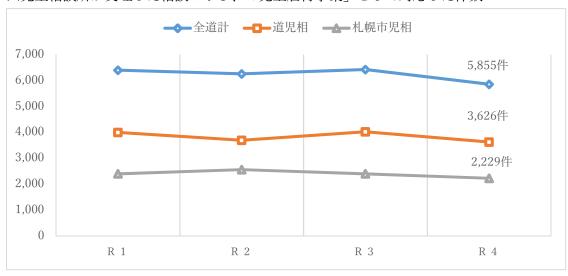
4

図表 28 児童虐待相談対応件数

(単位:件)

| 区 分 | R1 | R2 | R3 | R4 | 前年度比 |
|-------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 全道 | 6,396 | 6,256 | 6,422 | 5,855 | 0.91 倍 |
| 道児相 | 3,995 | 3,694 | 4,020 | 3,626 | 0.90 倍 |
| 札幌市児相 | 2,401 | 2,562 | 2,402 | 2,229 | 0.93 倍 |
| 全国 | 193,780 | 205,044 | 207,660 | 214,843 | 1.03 倍 |

7 ※児童相談所が受理した相談のうち、「児童虐待事案」として対応した件数



8 9

10

1112

また、道児童相談所での相談対応件数を見ると、令和4年度(2022年度)時点で児童福祉施設入所が2.5%、里親等への委託が1.0%、面接指導(助言指導等)が92.3%となっています。

13 図表 29 相談対応結果(道児相)

(単位:件)

| 区 分 | 施設入所 | 里親等委託 | 面接指導 | その他 | 計 |
|------|------|-------|-------|-------------|--------|
| R3年度 | 122 | 14 | 3,676 | 208 | 4,020 |
| | 3.0% | 0.4% | 91.4% | 5.2% | 100.0% |
| R4年度 | 90 | 37 | 3,348 | 151 | 3,626 |
| | 2.5% | 1.0% | 92.3% | 4.2% | 100.0% |
| 増 減 | ▲32 | 23 | ▲328 | ▲ 57 | ▲394 |

14 北海道保健福祉部子ども政策局調べ

1 (イ) 社会的養護の状況

- 2 保護者のいないこどもや虐待を受けたこどもなど、社会的養護を必要とするこどもに対
- 3 し、自立のための援助や施設退所後の支援を行うため、令和5年(2023年)3月末時点で、
- 4 道内に23か所の児童養護施設(地域小規模を除く。)と2か所の乳児院、28か所のファミ
- 5 リーホームが設置されているほか、1,016世帯の里親が登録されています。
- 6 社会的養護を受けるこどもの数は、同時点で児童養護施設等への入所が1,151人、里親等
- 7 の家庭養護が 643 人となっており、施設養護と家庭養護の在所児童数の割合は、概ね2対
- 8 1で、年々、家庭養護の割合が高くなっています。

9 10

図表 30 施設養護の状況(札幌市を含む。)

令和5年3月末現在

| 区 分 | 施設数 | 定員数 | 在所児童数 |
|----------------|-----|-------|-------|
| 児童養護施設 (本体) | 23 | 1,223 | 1,105 |
| 児童養護施設 (地域小規模) | 28 | 166 | 150 |
| 乳児院 | 2 | 60 | 46 |

11 北海道保健福祉部子ども政策局調べ

12 13

図表 31 家庭養護の状況(札幌市を含む。)

令和5年3月末現在

| 区 分 | 施設数 | 定員数 | 在所児童数 |
|----------|-------|-------|-------|
| ファミリーホーム | 28 | 167 | 117 |
| 区 分 | 里親登録数 | 委託里親数 | 委託児童数 |
| 里親 | 1,016 | 376 | 526 |

14 北海道保健福祉部子ども政策局調べ

15

1617

18

19

20

2122

23

2425

26

27

2 エ ヤングケアラーの現状

- 3 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、
- 4 いわゆるヤングケアラーは、責任や負担の重さにより、学業や友人関係に影響が生じるケー
- 5 スがあるにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要で
- 6 あっても表面化しにくいため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、
- 7 早期に把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。
- 8 道が令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)に実施した実態調査の結果で
- 9 は、ヤングケアラーが道内に一定数いることや、ヤングケアラーと思われるこどもたち自身
- 10 も自らの負担について自覚しにくく、誰にも悩みを相談した経験がないこどもが多いこと
- 11 などが明らかとなっています。

12

13 図表 32 ヤングケアラーの状況 (中学生・高校生)

| 区分 | ヤングケアラー | ケアの悩みを相談した |
|----------|----------|------------|
| | の割合 (※1) | 経験の有無 (※2) |
| 小学5・6年生 | 4.7% | 78.0% |
| 中学校2年生 | 3.9% | 81.5% |
| 全日制高校2年生 | 3.0% | 79.3% |
| 定時制高校2年生 | 4.5% | 37.5% |
| 大学生 | 13.2% | 67.2% |

- 14 北海道「令和3年度ヤングケアラー実態調査」及び「令和4年度ヤングケアラー実態調査」
- 15 (※1) 自分が世話をしている家族が「いる」と回答した割合
- 16 ※大学生については、「18 歳未満にケアをしていた」及び「現在もケアをしている」
- 17 という回答を合算した割合
- 18 (※2)ヤングケアラーがケアの悩みを相談した経験が「ない」と回答した割合

19 20

21

22

<調査対象>

- ・道内の公立小学校及び義務教育学校(札幌市を除く。)に通う小学5年生、小学6年生
- ・道内の公立中学校、高等学校及び中等教育学校(札幌市を除く)に通う中学2年生、高校2年生(全日制及び定時制)
- ・道内の4年制大学に通う学生

<回答状況>

(人)

| | 回答数 |
|----------|--------|
| 小学5・6年生 | 14,063 |
| 中学校2年生 | 6,411 |
| 全日制高校2年生 | 4,642 |
| 定時制高校2年生 | 178 |
| 大学生 | 1,041 |

図表 33 ケアの悩みを相談していない理由

| Б <i>/</i> | 誰かに相談するほどの | 家族外の人に相談する | 家族のことのため、話 |
|------------|------------|------------|------------|
| 区分 | 悩みではない | ような悩みではない | しにくい |
| 小学5・6年生 | 74.1% | 12.7% | 6.1% |
| 中学校2年生 | 77.2% | 14.9% | 7.4% |
| 高校(全日)2年生 | 85.6% | 15.3% | 7.2% |
| 大学生 | 55.0% | 28.8% | 31.3% |

4 北海道「令和3年度ヤングケアラー実態調査」及び「令和4年度ヤングケアラー実態調査」

5

6 オ 経済的に困難なこどもの就学等の現状

- 7 本道における中学校卒業後の高校等進学率は、令和5年(2023年)で98.5%と、ほとん
- 8 どのこどもは高校等に進学しており、また、高校卒業後の進学率は51.5%、就職率は17.9%、
- 9 高校等の中途退学率は、令和 4 年度(2022 年度)に 1.8% となっています。
- 10 一方、生活保護世帯のこどもや児童養護施設のこどもの中学校及び高校卒業後の状況は
- 11 それぞれ全道平均に比べ進学率は低く、就職率は高くなっています。

12 13

図表 34 中学・高校卒業者の進学率、就職率

| | H30.5 | | R5.5 | |
|-----------------|-------|------|------|------|
| | 全道 | 全国 | 全道 | 全国 |
| 高等学校等進学率(%) | 99.3 | 99.1 | 98.5 | 98.7 |
| 就職率(中学卒業後)(%) | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |
| 大学等進学率(%) | 45.5 | 54.7 | 51.5 | 60.8 |
| 就職率(高等学校卒業後)(%) | 23.5 | 17.6 | 17.9 | 14.2 |

14 文部科学省「学校基本調査」

15 16

図表 35 高等学校等の中途退学の状況

| | H30 年度 | | R4 年度 | |
|---------------|--------|-----|-------|-----|
| | 全道 | 全国 | 全道 | 全国 |
| 高等学校等中途退学率(%) | 1.7 | 1.4 | 1.8 | 1.4 |

17 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

18

19

(ア) 生活保護世帯のこども

- 3 生活保護世帯のこどもの中学卒業後の高校等進学率は、令和5年(2023年)4月1日現
- 4 在で 94.8%、就職率は 0.9%となっており、全国の状況と比較すると、進学率(全国:92.5%)
- 5 は 2.3 ポイント上回っており、就職率 (全国:1.3%) は 0.4 ポイント下回っています。
- 6 また、異なる調査のため単純比較はできませんが、全道平均の状況と比較すると、高校等
- 7 進学率(全道平均:98.5%)は3.7ポイント低く、就職率(全道平均:0.2%)は0.7ポイン
- 8 ト上回っています。
- 9 さらに、生活保護世帯のこどもの高校等中途退学率は 3.8%となっており、全国の状況
- 10 (3.7%) を 0.1 ポイント、全道平均 (1.8%) を 2.0 ポイント上回っています。

1112

図表 36 生活保護世帯のこどもの高校等進学率、就職率、高校等中退率

| | H30.4 全道 全国 | | R5.4 | | |
|---------------|----------------|------|------|------|--|
| | | | 全道 | 全国 | |
| 高等学校等進学率(%) | 96.6 | 93.7 | 94.8 | 92.5 | |
| 就職率(中学卒業後)(%) | 0.9 | 1.5 | 0.9 | 1.3 | |
| 高等学校等中途退学率(%) | 3.7 | 4.1 | 3.8 | 3.7 | |

13 厚生労働省社会・援護局保護課調べ

14

- 15 生活保護世帯のこどもの高校卒業後の大学等(専修学校等含む)進学率は41.4%(大学・
- 16 短大:20.4%、専修学校等:21.0%)、就職率は45.3%となっており、全国の状況と比較す
- 17 ると、大学等(専修学校等含む)進学率(全国:42.9%、(大学・短大:24.0%、専修学校
- 18 等 18.9%))は 1.5 ポイント下回っており、就職率(全国:39.1%)は 6.2 ポイント上回っ
- 19 ています。
- 20 また、全道平均の状況と比較すると、大学等(専修学校等含む)進学率(全道平均:51.5%)
- 21 は 10.1 ポイント下回っており、就職率(全道平均:17.9%)は 27.4 ポイント上回っていま
- 22 す。

2324

図表 37 生活保護世帯のこどもの大学等進学率、就職率

| | | H30.4 | | R5.4 | |
|-----------|--------------|-------|------|------|------|
| | | 全道 | 全国 | 全道 | 全国 |
| 大学等進学率(%) | | 36.7 | 36.0 | 41.4 | 42.9 |
| | 大学・短大(%) | 17.0 | 19.9 | 20.4 | 24.0 |
| | 専修学校等(%) | 19.7 | 16.1 | 21.0 | 18.9 |
| 就 | 職率(高校卒業後)(%) | 51.5 | 46.6 | 45.3 | 39.1 |

25 厚生労働省社会・援護局保護課調べ

1 (イ) 就学援助の状況

2 本道の就学援助率は、令和4年度(2022年度)時点で、17.45%となっており、全国

3 (13.90%) の状況と比較すると 3.55 ポイント上回っています。

4

5 図表 38 就学援助の状況

| | H28 | | R4 | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| | 全道 | 全国 | 全道 | 全国 |
| 就学援助率(%) | 20.99 | 15.02 | 17.45 | 13.90 |
| 要保護児童生徒(%) | 3.32 | 1.36 | 2.12 | 0.94 |
| 準要保護児童生徒(%) | 17.67 | 13.66 | 15.33 | 12.96 |

6 文部科学省「就学援助実施状況等調査」

7

8 (ウ) 児童養護施設のこども

9 令和4年度(2022年度)に中学校を卒業した児童養護施設のこどもの令和5年(2023年)

10 5月1日時点における高校等進学率は100%となっており、全国の状況と比較すると、高校

11 等進学率(全国:97.1%)は2.9 ポイント高くなっています。

12 また、全道の中学校卒業者の進学率、就職率と比較すると、進学率(全道平均:98.5%)、

13 就職率(全道平均:0.2%)ともに同水準となっています。

14 令和 4 年度 (2022 年度) に高等学校等を卒業した児童養護施設のこどもの令和 5 年 (2023

15 年) 5月1日時点における大学等進学率は38.2%、就職率は48%となっており、全国の状

16 況と比較すると、大学等進学率(全国:38.9%)は 0.7 ポイント、就職率(全国:51.6%)

17 は3.6 ポイント低くなっています。

18 また、全道の高校卒業者の進学率、就職率と比較すると、進学率(全道平均:51.5%)は

19 13.3 ポイント低く、就職率(全道平均:17.9%)は30.1 ポイント高くなっています。

2021

図表 39 児童養護施設のこどもの高校・大学進学率

| | | | H30.5 | | 5.5 |
|-------|---------|------|-------|------|------|
| (%) | | 全道 | 全国 | 全道 | 全国 |
| 中学校 | 高等学校進学率 | 96.6 | 95.8 | 100 | 97.1 |
| 卒業後 | 就職率 | 0.7 | 2.4 | 0 | 1.4 |
| 高等学校等 | 大学等進学率 | 27.9 | 30.8 | 38.2 | 38.9 |
| 卒業後 | 就職率 | 67.3 | 62.5 | 48.0 | 51.6 |

こども家庭庁「社会的養護の現況に関する調査」/北海道保健福祉部子ども政策局調べ

2223

24

(2)課題

1 2

本道では、全国に比べて、生活保護世帯やひとり親世帯の割合が高く、経済的に厳しい状況にある家庭が多い状況にあると考えられます。

このため、まずは相談支援を充実し、利用できる支援策等の周知を図るほか、収入の増加と生活の安定を実現するため、学び直しや就労への支援を行い、さらに、ひとり親世帯の親が仕事と子育てを両立できるよう、働きやすい環境づくりを進める必要があります。

また、生活保護世帯や児童養護施設のこどもの大学等への進学率は、全道平均と比較すると低い状況にあります。このため、就学援助制度の普及や、学習支援ボランティアの派遣など、教育支援の充実を図るとともに、高等学校を卒業し、施設を退所したこどもたちに対し、進学のための新たな奨学金制度の周知・活用を促すなど、進学や就学の継続の希望を実現できるよう支援を行う必要があります。

さらに、各地域で、こどもの貧困対策について様々な取組が広がる一方、地域ごとに 取組に格差が生じています。このため、生まれた地域によってこどもの将来に違いが生 じることがないよう、各地域の支援策に関する情報の共有を図るとともに、市町村の計 画策定や取組の充実を促していく必要があります。

4 出産や子育てを巡る道民の意識とニーズ

(1) 夫婦の完結出生児数・平均理想こども数・平均予定こども数等

「第 16 回出生動向基本調査 (結婚と出産に関する全国調査)」(令和 3 年(2021 年)国立社会保障・人口問題研究所)によると、夫婦の完結出生児数 (結婚持続期間 15~19 年夫婦の平均出生こども数であり、夫婦の最終的な平均出生こども数とみなされる)は、1.90 人と最低値を更新しました。

出生こども数の分布を見ると、半数を超える夫婦が 2 人以上産んでいますが、こども が $0 \sim 1$ 人の夫婦の割合が増えてきています。

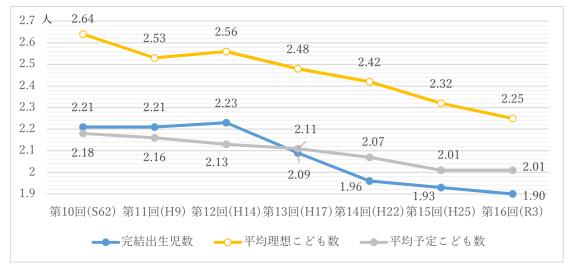
図表 40 夫婦の出生こども数分布の推移(結婚持続期間 15~19年)

| 調査年次 | 0人 | 1人 | 2 人 | 3人 | 4 人以上 | 完結出生児数 |
|--------------|------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 第10回 (S62) | 3.1% | 9.3% | 56.4% | 26.5% | 4.8% | 2.21 人 |
| 第11回 (H9) | 3.7% | 9.8% | 53.6% | 27.9% | 5.0% | 2.21 人 |
| 第12回 (H14) | 3.4% | 8.9% | 53.2% | 30.2% | 4.2% | 2.23 人 |
| 第13回 (H17) | 5.6% | 11.7% | 56.0% | 22.4% | 4.3% | 2.09 人 |
| 第14回 (H22) | 6.4% | 15.9% | 56.2% | 19.4% | 2.2% | 1.96 人 |
| 第 15 回 (H27) | 6.2% | 18.6% | 54.0% | 17.9% | 3.3% | 1.93 人 |
| 第16回 (R3) | 7.7% | 19.7% | 50.8% | 18.6% | 3.2% | 1.90 人 |

国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」(令和 3 年)

また、夫婦にたずねた理想的なこどもの数(理想こども数)の平均値は、調査開始以降最も低い 2.25 人となっており、夫婦が実際持つつもりのこどもの数(予定こども数)の平均値も、2.01 人と前回調査時同様、過去最低となっていますが、理想こども数と予定こども数は、いずれも夫婦の完結出生児数を上回る値となっています。

図表 41 完結出生児数と平均理想・予定こども数の対比



国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」(令和3年)

理想のこども数を持たない理由について、道民意識調査を行ったところ、最も多いのが「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(50.8%)であり、次いで「高年齢で産むのはいやだから」(28.4%)、「欲しいけれどもできないから」(17.0%)などとなっています。前述の出生動向基本調査によれば、全国も同じ傾向です。

<理想のこども数を持たない理由>

| 項 目 - | | | 全 国 | | | | |
|-------|----------------|----------|----------|--------|--------|--|--|
| | 火 日 | 妻 35 歳未満 | 妻 35 歳以上 | 計 | 北海道 | | |
| | 子育てや教育にお金がか | 77.8% | 48.6% | 52.6% | 50.8% | | |
| 経済的 | かりすぎるから | 77.070 | 40.070 | 32.070 | 30.070 | | |
| 理由 | 自分の仕事に差し支えるから | 21.4% | 14.9% | 15.8% | 15.5% | | |
| | 家が狭いから | 21.4% | 7.5% | 9.4% | 7.2% | | |
| 年齢・ | 高年齢で産むのはいやだから | 19.7% | 43.7% | 40.4% | 28.4% | | |
| 身体的 | 欲しいけれどもできないから | 13.7% | 25.5% | 23.9% | 17.0% | | |
| 理由 | 健康上の理由から | 13.7% | 18.0% | 17.4% | 14.0% | | |
| 育児負担 | | 23.1% | 22.9% | 23.0% | 11.7% | | |
| | 夫(妻)の家事・育児への | 13.7% | 11.1% | 11.5% | 4.5% | | |
| 夫に | 協力が得られないから | 13.7 70 | 11.170 | 11.5% | 4.5% | | |
| 関する | 末の子が夫 (妻) の定年ま | 4.3% | 7.1% | 6.7% | 4.2% | | |
| 理由 | で成人して欲しいから | 4.370 | 7.170 | 0.7 % | 4.270 | | |
| | 夫 (妻) が望まないから | 11.1% | 8.5% | 8.9% | 5.3% | | |
| その他 | | 24.7% | 11.4% | 13.2% | 25.4% | | |

6 全国分:国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査」(令和 3 年度)

7 北海道分:北海道「北海道の人口減少などに関する意識調査」(令和5年度)

(2) 少子化や子育てについての道民意識

2 少子化や子育てについての道民の意識やニーズを調査しました(令和5年(2023年)12

3 月道民意識調査)。調査結果は次のとおりです。

① 少子化に対する問題意識

少子化の進行は「非常に問題である」、「多少問題がある」と回答した方が合わせて 92.2%を占め、道民の少子化に対する問題意識の高さが伺えます。

<設問:あなたは、少子化が進むことや「少子社会」について、どのように思いますか。>

92.2%

| | H18 | H20 | H24 | H30 | R 5 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 非常に問題である | 62.5% | 61.2% | 60.4% | 63.7% | 64.2% |
| 多少問題がある | 29.3% | 27.5% | 28.3% | 24.9% | 28.0% |
| 特に心配する必要はない | 4.5% | 4.1% | 4.9% | 5.4% | 4.2% |
| むしろ望ましい | 0.4% | 0.7% | 0.5% | 0.6% | 0.1% |
| わからない | 1.8% | 5.0% | 4.3% | 4.2% | 3.4% |
| 無回答 | 1.5% | 1.6% | 1.7% | 1.3% | 0.1% |

北海道「道民意識調査」(令和5年度)

② 子育ての環境に対する意識

住んでいる地域は、安心してこどもを育てられる環境だと思うかとの問いに対し、「とてもそう思う」、「そう思う」と回答した方が合わせて57.2%となっています。

また、人口規模別では、前回調査時の平成30年(2018年)に比べ、札幌市や人口10万人以上の市で「安心してこどもを育てられる環境だと思う」と回答した方が増加した一方で、人口10万人未満の市や町村では減少しています。

6 7 8

1 2

3

5

<設問:あなたが住まいの地域は、「安心してこどもを育てられる環境」だと思いますか。>

| | H18 | H20 | H24 | H30 | R 5 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| とてもそう思う | 4.9% | 7.4% | 4.0% | 6.1% | 6.1% |
| そう思う | 48.8% | 47.2% | 46.1% | 48.3% | 51.1% |
| あまり思わない | 36.4% | 31.5% | 33.5% | 25.4% | 27.6% |
| 全く思わない | 4.0% | 4.5% | 3.8% | 3.8% | 4.1% |
| わからない | 4.8% | 7.8% | 9.5% | 13.8% | 11.0% |
| 無回答 | 1.1% | 1.6% | 3.1% | 2.5% | 0.1% |

H24 H30 R 5 札幌市 47.6%52.4%61.0%人口 10 万人以上の市 41.7% 52.7% 54.5% 人口 10 万人未満の市 53.7%53.2%50.3%町村 59.6% 65.8% 60.9%

57.2%

9

10

11

1213

1415

16

17

1819

2021

北海道「道民意識調査」(令和5年度)

③ 仕事と家庭を両立するための課題

前回調査時(平成30年度(2018年度))と比べると「育児休業など職場の支援体制が不十分」が7.8ポイント減少した一方、「育児休業等がとりにくい職場環境や雰囲気」が6ポイント上昇しており、制度の整備は進んでいるものの、利用しづらい職場環境が存在することが伺えます。

2 3

<設問:仕事と子育てを両立するために、どのようなことが問題になると思うか>

| | H18 | H20 | H24 | H30 | R 5 |
|-------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 育児休業など制度面における職場の支援体制が不十分 | 40.7% | 34.2% | 54.0% | 41.5% | 33.7% |
| 保育所や保育サービスが不十分 | 24.6% | 25.5% | 19.0% | 39.3% | 27.6% |
| 育児休業等がとりにくい職場環境や雰囲気 | 42.5% | 39.3% | 29.5% | 33.9% | 39.9% |
| 病気のこどもを預かってくれる保育施設が少ない | 36.0% | 34.9% | 32.9% | 31.9% | 35.3% |
| 時短勤務やフレックスタイム勤務など就業時間上の配慮が不十分 | 24.3% | 25.5% | 19.0% | 24.0% | 25.4% |
| 職場への復帰や再就職が困難 | 40.5% | 38.1% | 34.2% | 24.0% | 21.5% |
| 仕事と子育ての両立に関する配偶者や家族の理解や援助の不足 | 18.7% | 16.3% | 16.7% | 18.2% | 23.2% |
| 小学校入学後の放課後児童対策が充実していない | 20.3% | 18.8% | 17.2% | 13.4% | 14.1% |
| 雇用や労働条件における男女の不公平な扱い | 13.9% | 11.9% | 14.5% | 12.3% | 18.6% |
| 特になし | 4.6% | 3.9% | 4.0% | 4.5% | 3.3% |
| その他 | 3.7% | 4.6% | 5.0% | 4.9% | 5.1% |
| 無回答 | 4.3% | 4.2% | 1.4% | 2.8% | 0.9% |

北海道「道民意識調査」(令和5年度)

(3) 北海道のこどもの生活実態

2 子育て世帯の経済状況とこどもの生活環境などを把握するため、道は北海道大学と共同

3 し、「北海道子どもの生活実態調査」(令和3年(2021年)~令和4年(2022年))を実

4 施しました。

5 6

7

1

① 乳幼児期のこどもの保護者の今後の生活に対する不安感

1歳半から2歳児(以下2歳児)、5歳児の保護者を対象に「あなたは、今後の生活

- 8 (経済的・子育てなど)に対して不安を感じていますか」と質問したところ、2歳児、5
- 9 歳児共におおよそ65%程度が「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答し、
- 10 所得階層別にみると、「どちらかといえば感じている」割合はどの階層も30%前後で大き
- 11 な差がないものの、「感じている」と答える割合は低所得層 I においておおよそ 48%、上
- 12 位所得層ではおおよそ 17%となっています。

13 図表 42 乳幼児期のこどもの保護者の今後の生活に対する不安感 (単位:人数、%)

| | | サンプル | 感じてい | どちらか | どちらと | どちらか | 感じてい | 無回答 |
|---|------------|-------|------|------|------|------|------|------|
| | | 数 | る | と言えば | も言えな | と言えば | ない | |
| | | | | 感じてい | 6.7 | 感じてい | | |
| | | | | る | | ない | | |
| | ^ <i>\</i> | 2,419 | 814 | 768 | 421 | 195 | 168 | 53 |
| | 全 体 | | 33.7 | 31.7 | 17.4 | 8.1 | 6.9 | 2.2 |
| | 0 华 | 683 | 221 | 216 | 115 | 67 | 57 | 7 |
| 年 | 2 歳 | | 32.4 | 31.6 | 16.8 | 9.8 | 8.3 | 1.0 |
| 齢 | r #= | 1,736 | 593 | 552 | 306 | 128 | 111 | 46 |
| | 5 歳 | | 34.2 | 31.8 | 17.6 | 7.4 | 6.4 | 2.6 |
| | 低所得層 | 329 | 157 | 92 | 43 | 20 | 15 | 2 |
| | I | | 47.7 | 28.0 | 13.1 | 6.1 | 4.6 | 0.6 |
| | 低所得層 | 502 | 206 | 168 | 77 | 28 | 20 | 3 |
| | II | | 41.0 | 33.5 | 15.3 | 5.6 | 4.0 | 0.6 |
| 所 | 中間所得 | 470 | 165 | 159 | 84 | 29 | 30 | 3 |
| 得 | 層 I | | 35.1 | 33.8 | 17.9 | 6.2 | 6.4 | 0.6 |
| 階 | 中間所得 | 607 | 186 | 195 | 108 | 68 | 47 | 3 |
| 層 | 層 II | | 30.6 | 32.1 | 17.8 | 11.2 | 7.7 | 0.5 |
| | 上位所得 | 288 | 48 | 94 | 64 | 38 | 41 | 3 |
| | 層 | | 16.7 | 32.6 | 22.2 | 13.2 | 14.2 | 1.0 |
| | 無回答 | 223 | 52 | 60 | 45 | 12 | 15 | 39 |
| | 無凹台 | | 23.3 | 26.9 | 20.2 | 5.4 | 6.7 | 17.5 |

1 ② 小学生以上のこどもの保護者の今後の生活に対する不安感

- 2 小学校2年生、5年生、中学校2年生、高校2年生の保護者に、①と同様の質問をした
- 3 ところ、全体でみると「感じている」と「どちらかといえば感じている」を合わせて
- 4 66.3%を占め、これは学年別でみても同様となっています。また、所得の低い階層になる
- 5 ほど「感じている」という回答の割合が高くなり、低所得層 I では半数を超えています。

5 図表 43 小学生以上のこどもの保護者の今後の生活に対する不安感 (単位:人数、%)

| | | サンプル | 感じてい | どちらか | どちらと | どちらか | 感じてい | 無回答 |
|-----|----------|----------|-----------|-------|--------------|----------|----------|------|
| | | 数 | 3 | と言えば | も言えな | と言えば | ない | |
| | | | | 感じてい | 6.2 | 感じてい | | |
| | | | | る | | ない | | |
| | 全 体 | 6,852 | 2,425 | 2,117 | 1,077 | 500 | 556 | 177 |
| | 土 件 | | 35.4 | 30.9 | 15.7 | 7.3 | 8.1 | 2.6 |
| | 小学2年 | 1,887 | 631 | 584 | 300 | 146 | 184 | 42 |
| | 生 | | 33.4 | 30.9 | 15.9 | 7.7 | 9.8 | 2.2 |
| | 小学5年 | 1,970 | 658 | 637 | 318 | 154 | 163 | 40 |
| 学 | 生 | | 33.4 | 32.3 | 16.1 | 7.8 | 8.3 | 2.0 |
| 年 | 中学2年 | 1,729 | 634 | 534 | 268 | 123 | 115 | 55 |
| | 生 | | 36.7 | 30.9 | 15.5 | 7.1 | 6.7 | 3.2 |
| | 高校2年 | 1,266 | 502 | 362 | 191 | 77 | 94 | 40 |
| | 生 | | 39.7 | 28.6 | 15.1 | 6.1 | 7.4 | 3.2 |
| | 低所得層 | 1,128 | 628 | 295 | 118 | 35 | 43 | 9 |
| | I | | 55.7 | 26.2 | 10,5 | 3.1 | 3.8 | 0.8 |
| | 低所得層 | 1,206 | 554 | 350 | 174 | 58 | 62 | 8 |
| * | II | | 45.9 | 29.0 | 14.4 | 4.8 | 5.1 | 0.7 |
| 所 | 中間所得 | 1,137 | 428 | 386 | 172 | 61 | 88 | 2 |
| 得 | 層I | | 37.6 | 33.9 | 15.1 | 5.4 | 7.7 | 0.2 |
| 階 | 中間所得 | 1,743 | 484 | 605 | 324 | 159 | 163 | 8 |
| 層 | 層II | | 27.8 | 34.7 | 18.6 | 9.1 | 9.4 | 0.5 |
| | 上位所得 | 987 | 164 | 321 | 186 | 153 | 156 | 7 |
| | 層 | | 16.6 | 32.5 | 18.8 | 15.5 | 15.8 | 0.7 |
| | 無回答 | 651 | 167 | 160 | 103 | 34 | 44 | 143 |
| | 無凹台 | | 25.7 | 24.6 | 15.8 | 5.2 | 6.8 | 22.0 |
| 小海に | 首, 北海消大学 | · 「笠っ同业海 | 古ヱ ビぇ の牛を | 4生能細本 | (人和 2 年 / 20 | 21年)- 4和 | 4年(2022年 |)) |

⁷ 北海道・北海道大学「第2回北海道子どもの生活実態調査」(令和3年(2021 年)~令和4年(2022 年))

^{8 ※「}所得階層」:厚生労働省が貧困率の推計を行う際に用いる「相対的貧困線」を基準とした

⁹ 階層区分

第3 これまでの計画に基づく取組と評価

- 2 第4期少子化対策計画では、少子化対策条例で定める 11 の基本的施策の中心に「こども
- 3 や子育てをみんなで応援する」ステージのほか、「妊娠や出産を支援する」、「子育てを支援す
- 4 る」、「子育ちや自立を支援する」の三つのライフステージの4ステージを設定し、各ステー
- 5 ジに盛り込まれた 25 項目の施策目標を定めるとともに、目標達成に向けた主な取組 83 本
- 6 を掲げて、施策を推進してきました。
- 7 第2次青少年計画では、青少年条例第2条の基本理念にのっとり、四つの施策の基本方針
- 8 と七つの施策目標、さらに、32項目の数値目標と9項目の参考指標を設定し、取り組んで
- 9 きました。

1

- 10 第2期貧困対策計画では、こどもの現在及び将来が、その生まれ育った環境に左右される
- 11 ことなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、第一に「相談支援」の充実
- 12 を図るとともに、「教育支援」「生活支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」を
- 13 中心とする五つの柱に沿って、各般の取組を進め、こどもの貧困対策の総合的な推進を図っ
- 14 てきました。

15 1 取組全体の評価

- 16 第4期少子化対策計画、第2次青少年計画、第2期貧困対策計画では、それぞれ、少子化
- 17 対策、青少年健全育成、貧困対策を目的とした施策や事業を総動員し、官民一体となった取
- 18 組を総合的かつ計画的に推進してきました。
- 19 また、毎年度の推進状況を把握し、審議会で課題や問題点についてご意見をいただきなが
- 20 ら、計画の着実な推進に努めてきたところであり、取組に遅れが見られる事案もあるものの、
- 21 多くの事業については、概ね計画どおりに推進することができました。
- 22 しかし、経済的な不安定さや、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさなど、
- 23 個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合い、出生率は全
- 24 国平均を下回り、依然として本道の少子化の流れを変えるに至っておらず、引き続き、こど
- 25 もや若者の支援に取り組んでいく必要があります。
- 26 このため、三つの計画について、十分な点検・検証を行い、計画に基づく各施策の効果的
- 27 かつ効率的な実施を検討するとともに、今後の国の動向も踏まえ、道における教育分野や人
- 28 口減少対策、保健・医療・福祉、男女平等参画、女性活躍、経済・雇用などの各種取組とも
- 29 連動しながら、総合的かつ計画的にこども施策を推進する必要があります。

2 第4期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画の評価

- 2 第4期少子化対策計画では、「結婚や出産を望む全て人々の希望がかなえられ、こどもた
- 3 ちが幸せに育つことのできる地域社会の実現」を計画の基本目標として掲げ、各般の施策に
- 4 取り組んでおり、この基本目標の達成に向け、計画期間(令和2年度(2020年度)~令和
- 5 6年度(2024年度))内において、「安心してこどもを育てられる環境の向上」を図ると
- 6 ともに「出生率を全国平均まで引き上げる」ことの二つを目標に設定しました。
- 7 令和5年度(2023年度)の達成状況は、「安心してこどもを育てられる環境の向上」で
- 8 は、平成30年度(2018年度)の54.4%から57.2%と目標を達成しましたが、「出生率を全
- 9 国平均まで引き上げる | については、全国 1.20 に対し道 1.06 と全国を下回っていることに
- 10 加え、全国同様、平成30年度(2018年度)から低下している状況にあることから、引き続
- 11 き、各般の施策に取り組んでいく必要があります。

12 13

1

【基本目標】

結婚や出産を望む全ての人々の希望がかなえられ、こどもたちが 幸 せ に 育 つ こ と の で き る 地 域 社 会 の 実 現

151617

14

【達成状況】

| 項目 | H 3 0 | R 5 | 達成状況 |
|---|--------------------|--------------------|------|
| ○安心してこどもを育てられる環境の向上 各種調査による環境が整っている と思う人の割合 | 54.4% | 57.2% | 達成 |
| ○出生率を全国平均まで引き上げる | 全国:1.42 道 :1.27 | 全国:1.20 道 :1.06 | 未達成 |

18 19

20

2122

2324

25

2627

28

1 (1)施策の体系(表の左列は「ライフステージ」)

| | 施策目標 | |
|--------------|---------------------------|--------------------------------|
| 2 | 社会全体による取組の推進 | 結婚支援に関する情報提供 |
| どもや子育 | | 妊娠・出産に関する情報提供 |
| \$ | | 子育てに関する情報提供 |
| * | | 少子化対策に関する推進体制の整備 |
| 子 | | 地域における取組の支援 |
| 育 | | 子育て支援団体等の活動の促進 |
| てをみ | | 父親の育児への積極的参加の促進 |
| と | | 官民協働による地域全体での取組の促進 |
| | | 次世代教育の実施 |
| んな | 若者への就業支援 | 若年者の雇用の安定 |
| なで | | 若者の就業支援体制の整備 |
| 点 | | 若者が地域にとどまり、働ける就労の場の創出 |
| 応援 | 結婚を望む方への支援 | 適切な情報提供や相談体制の整備 |
| 1 5 | | 広域連携による結婚サポート事業の推進 |
| る | 生活環境の整備 | 子育てに配慮した住宅の供給促進 |
| | | 安全な道路交通環境等の整備 |
| | | 子育てバリアフリー等の整備 |
| | | 犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進 |
| | 就業環境の改善 | 企業等における取組の促進 |
| | | 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」の実現 |
| | | に向けた理解や普及啓発の促進 |
| | | 両立のための環境整備 |
| | | 積極的な企業に対する優遇制度の推進 |
| | 四 1. 五 / A 云 a 光 / L | パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備 |
| | 男女平等参画の推進 | 広報・啓発活動の充実 |
| | | 家庭における男女平等教育の推進 |
| | | 仕事と家庭が両立できる働き方改革 |
| | | 働きたい女性の就労・雇用継続支援 |
| ŀ | 市町村等関係機関との連携や | 相談業務の充実 定住や移住促進に向けた取組への支援 |
| | 印刷付等関係機関との建携や 取組への支援 | 住民主体による支え合いの地域づくり |
| | 以他・シズ波 | 総合振興局・振興局による市町村支援 |
| 1 | 国の施策に関する提案 | 少子化対策の抜本強化・拡充 |
| | 国の旭泉に因する捉来 | 子育て支援等に係る施策の充実 |
| | | こどもの安全・安心の確保 |
| 妊 | 妊娠・出産に関する支援体制の | 母子保健サービスの推進体制の整備 |
| 娠 | 整備 | 相談体制等の整備 |
| 1 | 33,710 | 産後ケア体制の充実 |
| や出産を支 | | 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 |
| 生を | 周産期医療体制の整備 | 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター |
| 支 | 7 (3.22) (3.27) | 等の整備 |
| 接 | | 産婦人科医師の確保等 |
| す | 不妊・不育治療等への支援 | 相談体制の整備 |
| る | | 経済的負担の軽減 |
| 子 | 待機児童の解消等 | 保育サービスの充実 |
| 育 | | 教育・保育を支える人材の確保 |
| て | 幼児教育・保育の充実 | 教育・保育の一体的提供の促進 |
| と | | 多様な保育サービスの提供 |
| 文 | | 教育・保育の質の向上 |
| 抜け | | 良質なサービスの確保 |
| 子育てを支援する | | 子育て支援等に関する情報提供 |
| ٦, | 放課後児童の健全育成 | 放課後児童の健全育成 |
| | 地域における子育て支援体制 | 子育て支援拠点等の整備 |
| | 等の充実 | 相談体制の整備 |
| | | 相談支援の充実 |
| | ひとり親家庭等への支援の充 | 子育て・生活支援の充実 |
| | 実 | 就業支援の充実 養育費の確保支援 |
| 1 | | |

| | | 経済的支援の充実 |
|----------|---------------------|------------------------------------|
| | | 母子・父子福祉団体等の支援・連携の充実 |
| 1 | 社会的養育を必要とするこど | 当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー) |
| | もへの支援の拡充 | 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 |
| | | 里親等への委託の推進に向けた取組 |
| | | パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支 |
| | | 援体制の構築に向けた取組 |
| | | 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 |
| | | に向けた取組 |
| | | 一時保護改革に向けた取組 |
| | | 児童相談所の強化等に向けた取組 |
| | 障がい等のあるこどもへの支 | 特別支援教育の確保等 |
| | 援等の充実 | 障がい児への支援等 |
| | 乳児及び幼児等の健康の確保 | 小児医療の提供の整備 |
| | | 母子保健サービスの推進体制の整備 |
| | | 食育の推進 |
| | 子育て世帯の経済的な負担の 軽減 | 経済的な負担の軽減 |
| | 総合的な虐待防止対策の推進 | 虐待防止対策等に関する普及啓発 |
| | | 児童相談所・市町村等関係機関が一体となった児童相談体制の強 化 |
| | | 養育支援を必要とする家庭の早期把握や支援のための体制整備 |
| | | 里親による養護援助体制の整備 |
| | | 児童養護施設や児童家庭支援センターによる養護援助体制の整 |
| | | 備 |
| | | 被虐待児の心のケアや親子の再統合への支援 |
| | | 配偶者暴力相談支援センターとの連携 |
| 子育 | こどもの権利及び利益の尊重 | こどもの意見の適切な社会反映 |
| 月 | | 総合的な虐待防止対策の推進 |
| りか | 社会的養育を必要とするこど | 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 |
| や白 | もへの支援の充実 | 一時保護改革に向けた取組 |
| ちや自立を支援す | こどもの健全育成等の促進 | 望ましい生活習慣確立のための意識啓発 |
| か | | 児童館活動の促進 |
| 子 | | 文化・スポーツ等に親しむ環境の整備 |
| | | 公園、遊び場の整備 |
| 17 | | 食育等の普及 |
| る | | 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 |
| | 教育環境の整備 | キャリア教育等の推進 |
| | | 地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備 |
| | | 家庭及び社会教育への支援の促進 |
| | | いじめ、非行、不登校等に対する相談、連携体制の整備 |
| | | 経済的負担の軽減 |
| | | 木育の推進 |

1 (2)目標設定項目の推進状況

2 ① 学校教育や保育を必要とする量の見込み及び確保方策

| | | 令和5年度計画 | | | | | 令和5年度実績 | | | |
|----|--------------------|--------------------|--------|-------------|-------|-----------------|------------------|-----------------|---------------|--|
| | 区 分 | 幼児期の 学校教育 | 保育 | 保育を必要とする子ども | | | 保育を必要とする子ども | | -ども | |
| | E N | を希望す る子ども | 3歳以上 | 1 · 2歳 | 0歳 | | 3歳以上 | 1 · 2 歳 | 0歳 | |
| | | (1号認定) | (2号認定) | (3号 | 認定) | (1号認定) | (2号認定) | (3号 | 認定) | |
| | 量の見込み | 50,776 (13,413) | 45,632 | 30,187 | 7,424 | - | _ | _ | - | |
| | 認定こども園・幼稚園・ | 60,693 | 52,862 | 28,712 | 8,095 | 54,286 | 52,558 | 28,159 | 7,849 | |
| | 保育所 | | | | | 89.4% | 99.4% | 98.1% | 97.0% | |
| | 特定地域型保育事業 | | | 3,355 | 918 | | | 3,058 91.1% | | |
| 確保 | 幼稚園及び預かり保育 | 2,932 | 4,976 | 172 | 0 | 2,012 68.6% | 5,978 120.1% | 113 65.7% | 3 | |
| 方策 | 認可外保育施設 | | 2,890 | 1,290 | 175 | | 2,957 102.3% | 1,325 102.7% | | |
| | 企業主導型保育施設 (地域枠) | | 455 | 724 | 307 | | 729 160.2% | 1,441 199.0% | 319 103.9% | |
| | 計 | 63,625 | 61,183 | 34,253 | 9,495 | 56,298 88.5% | 62,222 101.7% | 34,096 99.5% | | |

※下段の率は、R5の計画値に対する達成率

3

4 5

② 認定こども園及び地域子ども・子育て支援事業

| 項 | B | 平成30年度 実績(基準値) | 令和5年度 実績 | 令和6年度 目標事業量等 | 達成率 |
|-----------|-----------|----------------|-------------|-----------------|------|
| 認定こども園設置 | 認定こども園設置数 | | 677カ所 | 518カ所 | 131% |
| 延長保育 | | 837カ所 | 1,055カ所 | 1042カ所 | 101% |
| 病児・病後児保育 | : | 62カ所 | 76カ所 | 89カ所 | 85% |
| 一時預かり事業 | | | | | |
| | 幼稚園型 | 567カ所 | 817カ所 | 670カ所 | 122% |
| | 幼稚園型以外 | 509カ所 | 487カ所 | 635カ所 | 77% |
| 子育て短期支援 | • | 39市町村 | 51市町村 | 44市町村 | 116% |
| 利用者支援事業 | | | | | |
| | 基本型・特定型 | 39市町村 | 48市町村 | 62市町村 | 77% |
| | 母子保健型 | 34市町村 | 119市町村 | 80市町村 | 149% |
| 放課後児童クラブ | 女課後児童クラブ | | 1,047カ所 | 1065カ所 | 98% |
| 地域子育て支援拠点 | | 405カ所 | 423カ所 | 424カ所 | 100% |
| ファミリー・サポ | ート・センター | 65市町村 | 74市町村 | 71市町村 | 104% |

8 ※達成率は、令和6年度目標に対する実績の率

1 ③ その他目標設定項目

| 項目 | 令和5年度実績 | 令和6年度目標値 | 達成率 |
|---|-------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 子育て世代包括支援センター設置市町村数 | 151市町村 | 全市町村 | 84.4% |
| せわずき・せわやき隊等の組織化 | 74市町村 | 全市町村 | 41.3% |
| 次世代教育のための出前講座実施数(実施校) | 27校 (延べ118校) | 24校(単年度) (延べ120校) | 112.5% (98.3%) |
| 地域と連携した通学路の安全確保の取組状況 | 小:92.3% 中:91.2% | 100.0% | 小:92.3% 中:91.2% |
| 「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録施設 のある市町村数 | 92市町村 | 全市町村 | 51.4% |
| 女性(25~34歳)の就業率 | 78.9% (全国82.5%) | 全国平均値 以上 | 95.6% |
| 育児休業制度取得率 | 男性 29.4% 女性 83.5% | 男性12.0% 女性90.0% | 男性 245.0% 女性 92.8% |
| 年次有給休暇取得率 | 61.9% | 70.0% | 88.4% |
| 子育てを支援する企業の割合 | 大企業 98.6% 中小企業 3.70% | 大企業100.0% 小企業25.0% | 大企業 98.6% 中小企業 14.8% |
| 総合周産期母子医療センターの整備(指定) | 4ヶ所 | 6ヶ所 | 66.7% |
| 助産師外来の開設第二次医療圏数 | 14圏域 | 21圏域 | 66.7% |
| 待機児童数 | 28人 (R6.4.1) | ゼロ (令和2年度) | _ |
| 遠隔システムやオンデマンド教材等の活用により各 管内で受講できる研修の割合 | 100% | 100.0% (令和 4 年度) | 100% |
| 各振興局(教育局)管内に配置された幼児教育相談 員等を活用して園内研修等を実施した管内の割合 | 78.6% | 100.0% (令和4年度) | 85.7% |
| 幼児教育施設と小学校間での意見交換や合同の研修 会の機会を設けている市町村の割合 | 97.8% | 100.0% (令和4年度) | - |
| 幼児教育施設の意見を踏まえたスタートカリキュラ ムを作成している小学校の割合 | 91.8% | 100.0% (令和4年度) | _ |

| 項目 | 令和5年度実績 | 令和6年度目標値 | 達成率 |
|---------------------------------|---------------------------|---------------------|--------|
| 放課後子供教室設置市町村数 | 89市町村 | 全市町村 | 50.0% |
| 夜間保育設置数 | 9ヶ所 | 12ヶ所 | 75.0% |
| 休日保育設置数 | 43ヶ所 | 50ヶ所 | 86.0% |
| ひとり親家庭のこどもの就園率 (保育所・幼稚園) | 88.2% (R4 実績) | 現状値を維持 | 97.5% |
| ひとり親家庭の親の就業率 (母子世帯) | 81.5% (R 2 実績) | 80.8% | 100.9% |
| ひとり親家庭の親の就業率 (父子世帯) | 88.4% (R 2 実績) | 88.1% | 100.3% |
| ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 (母子世帯) | 49% (R 2 実績) | 44.4% | 110.4% |
| ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 (父子世帯) | 72% (R 2 実績) | 現状からの 増加 | 102.5% |
| 里親等委託率 | 36.1% (R4実績) | 現状からの 増加 | 110.4% |
| 北海道障がい者歯科医療協力医のいる市町村数 | 75市町村 | 90市町村以上 | 83.3% |
| 1歳6ヶ月児健康診査受診率 | 97.2% | 100.0% | 97.2% |
| 3歳児健康診査受診率 | 96.9% | 100.0% | 96.9% |
| こどもの意見表明の機会の確保 | こども向け パブリックコメン トの実施 | こどもの意見を 施策に適切に反映 | - |
| グローバル人材の育成に取り組む学校の割合 | 100.0% | 100.0% (令和4年度) | 100.0% |
| 食育推進計画を策定している市町村数 | 151市町村 | 全市町村 (令和5年度) | 84.4% |
| 体験的な学習活動を経験した生徒の割合 | 58.0% | 100.0% (令和4年度) | 58.0% |

1 (3) 各ステージの評価

- 2 ① こどもや子育てをみんなで応援するステージ
- 3 ア 主な施策の取組状況
- 4 結婚支援、妊娠・出産、子育てに関する情報提供
- 5 ・婚活者向け相談会、結婚応援フォーラム、オンライン婚活イベント、結婚・妊娠・出
- 6 産・育児総合ポータルサイトの運営
- 7 ・妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うため、こども家庭センターの設置を
- 8 促進
- 9 官民協働による地域全体での取組の促進
- 10 ・「こどもまんなか社会の実現のために~親も子も共育ち」をテーマとした、「こどもまん
- 11 なかアクション | リレーシンポジウムをこども家庭庁の共催により札幌市とともに開催
- 12 () 次世代教育の推進
- 13 ・大学生や高校生等を対象に、自己の将来を考える機会を提供するため、出前講座を開催
- 14 し、次の世代の親となる若年者に対する意識啓発の取組の充実
- 16 ・北海道労働局、ハローワーク、教育機関、経済団体等との連携による就職促進会を開催
- 17 ・非正規雇用労働者の正社員化を図るため事業者への個別支援を実施
- 18 生活環境の整備
- 19 ・こども・子育てにやさしい社会づくりのため、妊娠中の方やこども連れの方に優先案内
- 20 を行うなどの配慮を行う「こどもファスト・トラック」を実施
- 21 ・子育て世帯の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進

22

24

23 【取組実績】

■子育て世代包括支援センター設置市町村数

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R6) | 達成率 |
|--------|---------|---------|---------|--------|-------|
| 93 市町村 | 129 市町村 | 144 市町村 | 151 市町村 | 全市町村 | 84.4% |

25 ■せわずきせわやき隊等の組織化市町村数

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R6) | 達成率 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 95 市町村 | 76 市町村 | 75 市町村 | 74 市町村 | 全市町村 | 41.3% |

26 ■次世代教育のための出前講座実施校数

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R6) | 達成率 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 延べ 28 校 | 延べ 61 校 | 延べ 91 校 | 延べ 118 校 | 延べ 120 校 | 98.3% |
| (R2:28 校) | (R3:33 校) | (R4:30 校) | (R5:27 校) | (年間 24 校) | _ |

27

28

1 ■地域と連携した通学路の安全確保の取組状況

| | R2 | | R3 | | R4 | | R5 | 目相 | 票(R6) | 達成率 |
|---|-------|---|-------|---|-------|---|-------|----|--------|-----|
| 小 | 87.0% | 小 | 88.0% | 小 | 88.0% | 小 | 92.3% | 小 | 100.0% | _ |
| 中 | 87.0% | 中 | 76.0% | 中 | 76.0% | 中 | 91.2% | 中 | 100.0% | _ |

2 ■「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録施設のある市町村数

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R6) | 達成率 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 88 市町村 | 91 市町村 | 91 市町村 | 92 市町村 | 全市町村 | 51.4% |

■女性(25~34 歳)の就業率

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R6) | 達成率 |
|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 75.2% | 76.8% | 78.7% | 78.9% | | |
| 全国平均 | 全国平均 | 全国平均 | 全国平均 | 全国平均以上 | 95.6% |
| 82.0% | 82.0% | 82.0% | 82.5% | | |

■育児休業制度取得率

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R6) | 達成率 |
|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| 男性 5.9% | 男性 10.2% | 男性 19.2% | 男性 29.4% | 男性 12.0% | 男性 245.0% |
| 女性 91.6% | 女性 88.2% | 女性 83.0% | 女性 83.5% | 女性 90.0% | 女性 92.8% |

5 ■年次有給休暇取得率

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R6) | 達成率 |
|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 56.1% | 59.5% | 59.6% | 61.9% | 70.0% | 88.4% |

■子育てを支援する企業の割合

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R6) | 達成率 |
|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 大企業 | 大企業 | 大企業 | 大企業 | 大企業 | 98.6% |
| 97.3% | 98.2% | 99.3% | 98.6% | 100.0% | |
| 中小企業 | 中小企業 | 中小企業 | 中小企業 | 中小企業 | 14.8% |
| 3.4% | 3.6% | 3.8% | 3.7% | 25.0% | |

1 イ 効果・課題

2 (ア) 目標の達成見込

- 3 ○次世代教育のための出前講座実施校数は、目標の 98.3%となっており目標を達成できる 4 見込みです。
- 5 ○男性の育児休業制度取得率は、目標の12.0%を大きく上回っています。

6 7

(化)効果

- 8 ○出前講座により若者がライフデザインを考えるきっかけづくりに資することができたほ 9 か、子育てに配慮した住宅の供給促進や男性の育児休業制度取得率の向上など生活環境 の整備が図られました。
- 11 ○総合ポータルサイト (HAGUKUMU) により、子育て支援サービス等に関する情報を効 12 果的に周知・広報したほか、ほっかいどう未来輝く子育て大賞により、地域における子育 て支援活動の紹介や地域の活動の促進に寄与しました。
- 14 ○様々な働き方や生活形態に応じた保育サービスの確保により、働きながら安心して子育 15 てができる環境整備が図られ、女性の就業率の向上にも寄与しています。

16

17 (ウ) 課題

18 ○「こどもファスト・トラック」の実施などにより社会全体の気運の醸成を図るほか、婚姻 19 率の向上に取り組む必要があります。

20 〈参考〉婚姻率

(人口千対)

| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 全国 | 4.8 | 4.3 | 4.1 | 4.1 | 3.9 |
| 全道 | 4.5 | 4.0 | 3.8 | 3.7 | 3.4 |

21

- 22 ② 妊娠や出産を支援するステージ
- 23 ア 主な施策の取組状況
- 25 ・妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うため、こども家庭センターの設置を促 26 進
- 27 ・分娩可能な産科医療機関が身近な地域にない妊産婦に対し、経済的負担や不安軽減のた 28 め、妊婦健診・出産のために要する交通費等を助成
- 29 ・こどもを持つことを希望しながらこどもに恵まれない方の悩みや専門的な相談に対応す 30 るため、不妊専門相談センターによる相談を実施
- 31 ・出産後の不安や悩みなどの早期解消を図るため、市町村への妊産婦の相談支援や産後ケ 32 ア事業の実施を促進

33

34

3536

1 ○ 医療提供体制の整備や医療費負担等の軽減

- 2 ・ 周産期母子医療センターの運営支援、助産師外来やへき地の産科医療機関の確保
- 3 ・産婦人科医の確保や周産期医療関係者への研修実施
- 4 ・ 不妊治療、不育症に関する医療費の一部助成
- 5 ・分娩可能な産科医療機関が身近な地域にない妊産婦に対し、経済的負担や不安軽減のた
- 6 め、妊婦健診・出産のために要する交通費等を助成【再掲】
- 7 ・医療、保健、福祉の有機的な連携の下、出生前から一貫した医療、療育を総合的に提供

8

【取組実績】

10 ■子育て世代包括支援センター設置市町村数(再掲)

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R6) | 達成率 |
|--------|---------|---------|---------|--------|-------|
| 93 市町村 | 129 市町村 | 144 市町村 | 151 市町村 | 全市町村 | 84.4% |

11 ■総合周産期母子医療センターの整備(指定)数

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R6) | 達成率 |
|-----|-----|-----|-----|--------|-------|
| 4ヶ所 | 4ヶ所 | 4ヶ所 | 4ヶ所 | 6ヶ所 | 66.7% |

12 ■助産師外来の開設第二次医療圏数

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R5) | 達成率 |
|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 14 圏域 | 14 圏域 | 14 圏域 | 14 圏域 | 21 圏域 | 66.7% |

13 14

イー効果・課題

15 (ア) 目標の達成見込

16 ○子育て世代包括支援センター及び産後ケア事業実施市町村数について、市町村に設置や 17 事業実施について働きかけるなど目標達成できる見込みです。

18 19

(4) 効果

- 20 ○子育て世代包括支援センターの設置及び産後ケア事業の実施の促進など相談支援体制の 21 充実や交通費助成などにより、妊娠・出産に係る環境整備が図られました。
- 22 ○総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの整備により、ハイリスク 23 な分娩等に対応する周産期医療体制が確保されています。
- 24 ○不妊症や不育症に悩み、治療を望む方に対し、専門的な医療相談や不妊・不育治療経験者 25 等によるピア・サポートを行うとともに、治療費の助成を行うことにより、心理的・経済 26 的な負担の軽減が図られています。

2728

(ウ) 課題

- 32 ○こどもを持つことを希望しながらこどもに恵まれない方の心の悩みに対応する相談体制 33 の充実や不妊治療費負担軽減に係る国の助成制度の拡充、医療保険適用範囲の拡大等、安 34 定的な制度運用と充実が必要です。

35

- 1 ③ 子育てを支援するステージ
- 2 ア 主な施策の取組状況
- 3 幼児教育、保育環境の整備
- 4 ・子ども・子育て支援事業計画に基づく計画的な環境整備・サービス提供体制の確保を図る
- 5 ため、市町村支援の実施
- 6 ・子ども・子育て支援制度を着実に推進し、待機児童の解消や質の高い教育・保育の提供体
- 7 制を確保するため、市町村等へ助言や支援を行うとともに人材の養成や確保に向けた取
- 8 組を実施
- 10 ・ 市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業等に対し支援を実施
- 11 ・多子世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の無償化を行う市町村への支援を実施
- 12 ・ひとり親家庭の安定した就業に向け、各種支援制度を活用し、職業訓練などを支援
- 13 社会的養育を必要とするこどもや障がい等のあるこどもへの支援
- 14 ・ 代替養育を必要とするこどもが、家庭と同様の環境で養育されるよう、里親等への委託を
- 15 推進するとともに、乳児院、児童養護施設や里親会等と連携してフォスタリング体制を構
- 16 築し、里親への支援を充実
- 17 ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進するとともに、ケアニーズが高いこども
- 18 への対応や複雑多様化する家庭を支えるため、施設の高機能化、多機能化等に向けた取組
- 19 を推進
- 20 ・発達障がい児等に対する支援体制の整備を図るため、必要な支援を実施
- 21 児童虐待防止対策の推進
- 22 ・児童相談所における職員の増員や研修等の充実による職員の資質向上に取り組むととも
- 23 に、児童福祉に精通する医師や弁護士を配置し、児童相談所の体制及び機能を強化
- 24 ・児童相談所が要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するとともに、関係者向け研修
- 25 会の実施や市町村への技術的・専門的な助言を通じて、地域における支援体制を充実

28

29

30

31

32

33

3435

1 【取組実績】

3

4

5

6

7

8

9

| 2 | ■認定こ | J. 8 | 園等の | 整備数 |
|---|------|------|----------|----------|
| _ | | | EN 13 -7 | JE, /m % |

| ■認定こども園 | 園等の整備数 | | | | | | | | |
|-----------------------|------------|----------|----------|----------|--------|--|--|--|--|
| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R6) | 達成率 | | | | |
| 493 カ所 | 557 カ所 | 633 カ所 | 677 カ所 | 518 カ所 | 130.7% | | | | |
| (R3.4.1) | (R4.4.1) | (R5.4.1) | (R6.4.1) | _ | _ | | | | |
| ■利用者支援事業(母子保健型)実施市町村数 | | | | | | | | | |
| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R6) | 達成率 | | | | |
| 80 市町村 | 98 市町村 | 110 市町村 | 119 市町村 | 80 市町村 | 148.8% | | | | |
| ■待機児童数 | ■待機児童数 | | | | | | | | |
| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R6) | 達成率 | | | | |
| 68 人 | 22 人 | 62 人 | 28 人 | ゼロ | _ | | | | |
| ■放課後児童ク | ララブ | | | | | | | | |
| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R6) | 達成率 | | | | |
| 1,065 カ所 | 1,048 カ所 | 1,045 カ所 | 1,047 カ所 | 1,065 カ所 | 98.3% | | | | |
| ■遠隔システム | ムやオンデマン | ド教材等の活用 | により各管内で | で受講できる研 | 修の割合 | | | | |
| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R4) | 達成率 | | | | |
| 100.00/ | 100.00/ | 100.00/ | 100.00/ | 100.00/ | | | | | |

100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% 100.0%

| ■各振興局(教育 | 育局)管内に配置: | された幼児教育相 | 談員等を活用して | : 圏内研修等を実施 | 拖した管内の割合 |
|----------|-----------|----------|----------|------------|-----------------|
| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R4) | 達成率 |
| 50.0% | 50.0% | 85.7% | 78.6% | 100.0% | _ |

■幼児教育施設と小学校間での意見交換や合同の研修会の機会を設けている市町村の割合 R2 R3 R4 R5 目標 (R4) 達成率 93.3% 95.5% 96.1% 97.8% 100.0%

■幼児教育施設の意見を踏まえたスタートカリキュラムを作成している小学校の割合 R4 R5 目標 (R4) 達成率 R2 R3 81.3% 87.2% 91.8% 91.8%100.0%

10 ■放課後子供教室設置市町村数

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R6) | 達成率 |
|---------|---------|--------|--------|--------|-------|
| 118 市町村 | 107 市町村 | 87 市町村 | 89 市町村 | 全市町村 | 49.7% |

11 ■夜間保育設置数

| D 11 11 11 11 11 11 | | | | | |
|---------------------|-----|-----|-----|--------|-------|
| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R6) | 達成率 |
| 9ヶ所 | 7ヶ所 | 7ヶ所 | 9ヶ所 | 12ヶ所 | 75.0% |

12 ■休日保育設置数

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R6) | 達成率 |
|-------|-------|-------|------|--------|-------|
| 34 ヶ所 | 34 ヶ所 | 33 ヶ所 | 43ヶ所 | 50ヶ所 | 86.0% |

■里親等委託率 13

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R6) | 達成率 |
|-------|-------|-------|----|---------|-----|
| 32.8% | 34.6% | 36.1% | _ | 現状からの増加 | _ |

■北海道障がい者歯科医療協力医のいる市町村数

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R4) | 達成率 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 79 市町村 | 77 市町村 | 76 市町村 | 75 市町村 | 90 市町村 | 83.3% |

1 告 6 と日傳再診本爲診索

| ■1成0ヶ月後 | 虚成的且又的华 | | | | |
|---------|---------|-------|-------|--------|-------|
| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R6) | 達成率 |
| 96.8% | 95.9% | 96.7% | 97.2% | 100.0% | 97.2% |

16

14

15

■ 3 歳児健康診査受診率

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R6) | 達成率 |
|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 95.7% | 96.6% | 95.9% | 96.9% | 100.0% | 96.9% |

イー効果・課題

4 (ア) 目標の達成見込

- 5 ○子ども・子育て支援事業計画に基づく計画的な整備・サービス提供体制の確保を図るた 6 め、市町村支援に取り組み、認定こども園の整備数が目標を上回っています。
- 7 ○待機児童の解消については、令和5年度(2023年度)時点で目標を達成できていませ8 ん。

(イ) 効果

11 ○修学資金等貸付事業や保育士等キャリアアップ研修等を始めとした各種研修により、教 12 育・保育を支える人材の確保に向けた取組が進んでいます。

(ウ) 課題

○待機児童解消に向けて、引き続き、市町村と連携しながら、保育士等の確保や、子育て世 代の多様な保育・子育てニーズを受け止めるためのサービス提供体制の整備が必要です。

- 1 ④ 子育ちや自立を支援するステージ
- 2 ア 主な施策の取組状況
- 3 こどもの権利及び利益の尊重
- 4 ・こども向けパブリックコメントの試行により、道の施策へこどもの意見を反映させるた
- 5 めの取組を実施
- 6 ・ 意見表明支援員の派遣など一時保護児童等の意見表明支援体制の強化
- 7 社会的養育を必要とするこどもへの支援の充実
- 8 ・児童養護施設等の退所児童に対して、進学や就職のための準備費用を支給するなど、こど
- 9 もの自立を促進
- 10 ・児童養護施設等の退所児童に対して、相談対応や生活費等の支給などにより自立を支援
- 11 こどもの健全育成の促進
- 12 ・ 市町村や学校と連携し、女性の幅広いライフステージに対応した健康教育を実施
- 13 ・学校における食に関する指導の充実を図るため、栄養教諭を小中学校へ配置
- 14 教育環境の整備
- 15 ・ 小・中学校などにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置(派遣)
- 16 ・地域住民の積極的な学校支援活動を通じて、学校と地域の連携体制を充実

18 【取組実績】

- 19 ■こどもの意見表明の機会の確保
- 20 こども向けパブリックコメントの試行実施 R5 22回(393件)
- 21 ■グローバル人材の育成に取り組む学校の割合

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R4) | 達成率 |
|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 87.1% | 95.9% | 95.7% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

22 ■食育推進計画を策定している市町村数

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標(R5) | 達成率 |
|---------|---------|---------|---------|--------|-------|
| 132 市町村 | 133 市町村 | 140 市町村 | 151 市町村 | 全市町村 | 84.4% |

23 ■体験的な学習活動を経験した生徒の割合

| R2 R3 | | R4 | R5 | 目標(R5) | 達成率 |
|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 60.9% | 44.6% | 42.7% | 58.0% | 100.0% | 58.0% |

2425

26

27

28

29

30

31

1 イ 効果・課題

2 (ア) 目標の達成見込

- 3 ○グローバル人材の育成に取り組む学校の割合については、目標を達成できました。
- 4 ○食育推進計画を策定している市町村数や体験的な学習活動を経験した生徒の割合の目標
- 5 は令和5年度(2023年度)時点で達成できていません。

6

7 (4) 効果

- 8 ○パブリックコメントによるこどもの意見募集に取り組んだほか、意見表明支援員の派遣
- 9 など一時保護児童等の意見表明支援体制の強化を図るなど、こどもの権利尊重の取組が
- 10 進められました。
- 11 ○児童養護施設等退所児童に対し、進学のための貸付制度の活用促進や就職・進学に向けた
- 12 就職支度費、大学進学等自立生活支援費を支給することにより、こどもの円滑な自立につ
- 13 ながっています。
- 14 ○市町村の保健、産業振興、教育など関係部署の連携が図られ、食育推進計画作成市町村数
- 15 が増加し、また、栄養教諭の任用などが進み、学校における食育が推進されました。

16

17

(ウ) 課題

- 18 ○こどもの意見を適切に施策に反映する仕組みについて、さらに効果的な手法を検討する
- 19 必要があります。
- 20 ○児童養護施設等退所児童の相談対応や情報提供等のアフターケアに引き続き取り組む必
- 21 要があります。
- 22 ○児童虐待防止の推進のため、関係機関との連携、市町村の相談体制強化への支援や普及啓
- 23 発等に引き続き取り組む必要があります。

24

25

26

2728

29

30

31

32

33

34

1 3 第2次北海道青少年健全育成基本計画の評価

2 (1) 施策の体系

| | | | 発達 | 達段階 (| に応じ | た取組 |
|-------------|-----------|---------------------------|------|--------------|-----|------------|
| 施策の 基本方針 | 施策の目標 | 施策の目標に向けた 主な取組 | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期・ポスト青年期 |
| I 青少年 | ◎ 安心してこども | ○ 子育て支援の充実 | • | | | |
| の豊かな人 | を育てられる環境 | ○ こどもの育成に関わる人材の確保・育 | | | | |
| 間性をはぐ | づくり | 成 | | | | |
| くむ環境づ | ◎ 豊かな心と健や | ○ 家族のふれあい時間の増進 | • | • | • | |
| くり | かな体の育成 | ○ 基本的な生活習慣の習得 | • | • | • | |
| | | ○ 地域の文化や活動を通じた豊かな心の 育成 | | • | • | |
| | | ○ 生きる力を育む活動の充実 | | • | • | |
| | ◎ 困難を有するこ | ○ 障がい等のあるこどもへの支援 | • | • | • | |
| | どもを支援する環 | ○ 児童虐待の予防と早期発見 | • | • | • | |
| | 境づくり | ○ いじめ対策の推進 | | • | • | |
| | | ○ 不登校、ひきこもり等の対策の推進 | | • | • | |
| | | ○ ひとり親家庭、経済的困難を有する家 | | | | |
| | | 庭への支援 | | | | |
| II 青少年 | ◎ 社会参加に向け | ○ 多様な体験機会の提供 | | • | • | |
| の自立を促 | た望ましい勤労 | ○ 国際交流活動の推進 | | • | • | |
| す環境づく | 観、関心の育成 | ○ キャリア教育の推進 | | • | • | |
| b | | ○ 若者の就業支援の推進 | | | | • |
| | ◎ 困難を有する若 | ○ 若年無業者・ひきこもりの若者を支え | | | | |
| | 者を支援する環境 | る取組の推進 | | | | |
| | づくり | ○ 障がいのある若者への支援の充実 | | | | • |
| Ⅲ 社会環 | ◎ 青少年の非行や | ○ 社会環境の整備 | | • | • | |
| 境の浄化の | 犯罪を防ぐ環境づ | ○ 非行防止対策の推進 | | • | • | |
| 促進 | くり | ○ 犯罪からの立ち直り支援の充実 | | | • | • |
| IV 青少年 | ◎ 青少年を犯罪被 | ○ 福祉を害する犯罪への対策 | | • | • | |
| の福祉を阻 | 害から守る環境づ | ○ 情報化社会への対策 | | • | • | |
| 害する行為 | < b | ○ 安全安心の確保のための取組の推進 | | • | • | |
| の防止 | | | | | | |

1 (2)目標設定項目の推進状況

| | | | 1 |
|--|--|--|--------------------------------------|
| 項目 | 令和5年度 実績 | 令和6年度 目標事業量等 | 達成率 |
| ファミリー・サポート・センター数 | 74市町村 | 71市町村 | 104. 2% |
| 合計特殊出生率(15~49歳までの女子の年齢別出生 率を合計した数値) | 1. 06 | 全国平均 1. 30(R3) | 81. 5% |
| 地域子育て支援拠点 | 423か所 | 424か所 | 99. 8% |
| 地域と連携した通学路の安全確保の取組状況 | 小学校 86% 中学校 73% | 100% | 86. 0% 73. 0% |
| 男性の育児休業制度取得率 | 29. 4% | 12. 0% | 245. 0% |
| 年次有給休暇取得率 | 61. 9% | 70. 0% | 88. 4% |
| 子育てを支援する企業の割合 | 大 企 業 98.6% 中小企業 3.70% | 大企業 100% 中小企業 25% | 98. 6% 14. 8% |
| 「北海道家庭教育サポート企業等制度」登録企業数 | 2, 888社 | 3, 000社 | 96. 3% |
| 道立青少年体験活動支援施設実施主催事業における未就学児 (親子含む)対象事業の割合 | 19. 8% | 20%以上 | 99. 0% |
| 「朝食を毎日食べている」小6、中3の割合 | 小学校 80.7% 中学校 75.4% | 小学校 100% 中学校 100% | 80. 7% 75. 4% |
| 体育の授業以外で1週間に運動·スポーツの総運動時間が60分以上と回答した小5、中2の割合 | 小学男子 91.3% 小学女子 84.9% 中学男子 84.9% 中学女子 70.1% | 小学男子 100% 小学女子 100% 中学男子 100% 中学女子 100% | 91. 3% 84. 9% 84. 9% 70. 1% |
| 放課後等における子どもの活動拠点の整備状況(新・放課後子ども総合プランにおける「放課後子供教室」等の事業により、安全·安心な子どもの活動拠点が整備されている市町村の割合 | 97. 8% | 100% | 97. 8% |
| 異なる年代(学年)や他の校種と交流する活動を 行っている学校の割合 | 小学校 94.1% 中学校 96.6% | 小学校 100% 中学校 100% | 94. 1% 96. 6% |

| | ۵۳.۲.۶.۳. | A. 10. 7. 75 | |
|--|---|--|-------------------------------|
| 項目 | 令和 5 年度 実績 | 令和6年度 目標事業量等 | 達成率 |
| 規範意識や基本的な倫理観等の状況(全国学力·学習状況調査において「学校のきまりを守っている」について、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童·生徒の割合 | 未集計 ※全国学力学 習状況調査中 止に伴う調査 中止 | 小学校 100% 中学校 100% | I |
| 道立青少年体験活動支援施設の利用者数 | 123, 263人 | 233, 039人 以上 | 52. 9% |
| 普段1日10分以上読書する小6、中3の割合 | 小学校 58.1% 中学校 49.0% | 小学校 70% 中学校 70% | 83. 0% 70. 0% |
| 学校や各学年の目標、教科等との関連などを示した 全体計画を作成し、人権教育に取り組んでいる学校 の割合 | 小学校 100% 中学校 100% | 小学校 100% 中学校 100% | 100. 0% 100. 0% |
| 1歳6ヶ月児健康診査受診率 | 97. 2% | 100% | 97. 2% |
| 3歳児健康診査受診率 | 96. 9% | 100% | 96. 9% |
| 文部科学省調査の「いじめの認知件数」のうち、 「解消しているもの」の割合 | 小学校 88.5% 中学校 90.0% 高校 92.8% | 認知した全ての いじめが解消さ れることを目指 す | 88. 5% 90. 0% 92. 8% |
| いじめに対する意識(全国学力・学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問について、「当てはまる」と回答した小学校6年生、中学校3年生の割合) | 小学校 85.6% 中学校 82.6% | 小学校 100% 中学校 100% | 85. 6% 82. 6% |
| 定期的にネットパトロールを行っている学校の割合 | 小学校 100% 中学校 100% 高校 100% | 小学校 100% 中学校 100% 高校 100% | 100. 0% 100. 0% 100. 0% |
| 文部科学省調査の「不登校児童生徒」のうち、「学 校内外の機関等」において相談・指導等を受けた児 童生徒の割合 | 小学校 76.9% 中学校 68.9% 高校 77.2% | 小学校 100% 中学校 100% 高校 100% | 76. 9% 68. 9% 77. 2% |

| 項目 | 令和5年度 実績 | 令和 6 年度 目標事業量等 | 達成率 |
|---|--------------------------------|----------------------------|------------------|
| 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施市町村 | 177市町村 | 全市町村 | 98. 9% |
| 体験活動を学校全体の計画に位置づけている割合 | 小学校 85.0% 中学校 78.5% | 小学校 100% 中学校 100% | 85. 0% 78. 5% |
| 青少年向け木育教室等の実施割合 | 9. 9% | 29% | 34. 1% |
| グローバル人材の育成に取り組む学校の割合 | 91. 2% | 100% | 91. 2% |
| 体験的な学習活動を経験した生徒の割合 | 58. 6% | 100.0% | 58. 6% |
| 全国学力・学習状況調査で「将来の夢や目標を持っている」という設問に、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した小6、中3の割合 | 小学校 80. 4% 中学校 65. 8% | 小学校 100% 中学校 100% | 80. 4% 65. 8% |
| 卒業時に進路希望を設定できない生徒数 | 16人 | 0人 | _ |
| 新規大学等卒業者道内就職率 | 66. 4% | 70% | 94. 9% |
| 学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」について、「わりにできる。」、「ややできる。」と回答した教員の割合 | 89. 5% | 100% | 89. 5% |

- 1 北海道が取り組む青少年健全育成施策の方向性を明確にするとともに、施策の検証につ
- 2 いても容易にするため、4つの基本方針に基づき主要指標等を設定し、市町村や関係団体等
- 3 と連携を図りながら取組を推進してきました。令和5年度(2023年度)までの主な取組と
- 4 達成状況は次のとおりです。

5 (3) 各基本方針の評価

- 6 ① 主な取組と達成状況
- 7 ア 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり
- 8 (ア) 安心してこどもを育てられる環境づくり
- 10 ・地域の子育て支援サービス等に関する情報提供、地域子育て支援拠点の計画的整備、専門
- 11 的な立場からの相談体制の充実、病児保育・延長保育による子育て環境の整備
- 12 こどもの育成に関わる人材の確保・育成
- 13 ・こどもの安全を見守る活動の実施するための人材確保・育成、全道市町村での北海道青少
- 14 年育成運動推進指導員の配置、地域ぐるみの運動の推進

15 【主な指標の達成状況】

16 ■地域子育て支援拠点の設置か所数

| R2 | R2 R3 | | R5 | 目標値 | 達成率 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 412 か所 | 415 か所 | 419 か所 | 423 か所 | 424 か所 | 99.8% |

- 17 ■地域と連携した通学路の安全確保の取組状況
- 18 通学路を設定している学校のうち、PTAや地域住民のボランティアなどによる巡回パ
- 19 トロールを行っている小中学校の割合

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標値 | 達成率 |
|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 小 87% | 小 88% | 小 87% | 小 86% | 小 100% | 小 86% |
| 中 77% | 中 76% | 中 76% | 中 73% | 中 100% | 中 73% |

21 (4) 豊かな心と健やかな体の育成

- 22 家族のふれあい時間の増進
- 23 ・家族の団らんを大切にする「道民家庭の日」(毎月第3日曜日)の普及促進、長時間労働
- 24 の抑制や年次有給休暇の取得促進
- 26 ・こどもの成長・発達にとって望ましい生活習慣や運動習慣についての情報提供、学校給食
- 27 を活用した家庭・学校・地域が連携・協力した食育の取組の推進

28

20

29

- 1 地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成
- 2 ・ 自主性や社会性、創造性など情操を豊かにする健全な遊びの場の提供、道徳教育、ふるさ
- 3 と教育、読書活動を通じた基本的な倫理観や規範意識を育む取組の推進、青年団体やグル
- 4 ープがこどもたちに提供する様々な体験活動への支援
- 6 ・こどもの豊かな感性や創造性などの育成に向けて、自主的に読書活動に取り組める環境
- 7 づくりの推進、人権、性的マイノリティに対する理解促進

【主な指標の達成状況等】

10 ■「朝食を毎日食べている」小学校6年生、中学校3年生の割合

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標値 | 達成率 |
|----------------------------|---------|---------|---------|--------|---------|
| ⇒n - t- . l . l | 小 83.7% | 小 81.5% | 小 80.7% | 小 100% | 小 80.7% |
| 調査中止 | 中 80.0% | 中 77.4% | 中 75.4% | 中 100% | 中 75.4% |

- 11 ■「体育の授業以外で1週間に運動・スポーツの総運動時間が60分以上」と回答した小学
- 12 校5年生、中学校2年生の割合

| R2 | | R3 |] | R4 | R5 | | 目 | 標値 | 達 | 成率 |
|------------------------|----|-------|----|-------|----|-------|----|------|----|-------|
| | 小男 | 91.0% | 小男 | 91.5% | 小男 | 91.3% | 小男 | 100% | 小男 | 91.3% |
| === * ++ .[| 小女 | 86.4% | 小女 | 87.1% | 小女 | 84.9% | 小女 | 100% | 小女 | 84.9% |
| 調査中止 | 中男 | 89.0% | 中男 | 89.1% | 中男 | 84.9% | 中男 | 100% | 中男 | 84.9% |
| | 中女 | 78.6% | 中女 | 78.3% | 中女 | 70.1% | 中女 | 100% | 中女 | 70.1% |

13 ■道立青少年体験活動支援施設(ネイパル)全6施設の利用者数

| R2 | R2 R3 R4 | | R5 | 目標値 | 達成率 |
|----------|----------|----------|-----------|-------------|-------|
| 71,150 人 | 75,654 人 | 97,790 人 | 123,263 人 | 233,039 人以上 | 52.9% |

14 【参考】

- 15 道民家庭の日「家族ふれあい優待制度*」協賛店・施設企業数
- 16 令和5年度 320か所(前年度 320か所)
- 17 *18 歳未満のこどもを連れたご家族が「道民家庭の日」に登録施設(ホテル、飲食店、博物館等)に指定
- 18 の優待券を提出すると、料金の割引などの特典を受けることができる制度

19

- 20 (ウ) 困難を有するこどもを支援する環境づくり
- 21 障がい等のあるこどもへの支援
- 22 ・障がい(発達障がいを含む。)のあるこどもとその家族が身近な場所で早期に支援を受け
- 23 ることができる取組の推進、インクルージョンの推進、特別支援教育の充実に向けた取組
- 24 児童虐待の予防と早期発見
- 25 ・児童相談所の相談体制の強化、地域における支援体制の充実強化

- 1 いじめ対策の推進
- 2 ・早期発見・早期対応に向けた相談体制の充実やインターネットトラブルから生徒を守る
- 3 取組の推進
- 4 不登校、ひきこもり等の対策の推進
- 5 ・こどもや保護者からの相談体制の充実や地域ぐるみの支援体制の充実
- 6 ひとり親家庭、経済的困窮を有する家庭への支援
- 7 ・制度や相談窓口の普及啓発、家庭生活支援員の派遣などを行う市町村への助成

- 9 【主な指標の達成状況】
- 10 ■文部科学省調査の「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標値 | 達成率 |
|---------|----------|---------|---------|----------|---------|
| 小 95.8% | 小 95.9% | 小 92.6% | 小 88.5% | 認知した全てのい | 小 88.5% |
| 中 95.7% | 中 95.5% | 中 92.2% | 中 90.0% | じめが解消される | 中 90.0% |
| 高 92.1% | 高 996.1% | 高 93.6% | 高 92.8% | ことを目指す | 高 92.8% |

- 11 ■全国学力・学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと
- 12 思う | という設問について、「当てはまる | と回答した小学校6年生、中学校3年生の割合

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標値 | 達成率 |
|------|---------|---------|---------|--------|---------|
| 粗木山山 | 小 87.5% | 小 86.9% | 小 85.6% | 小 100% | 小 85.6% |
| 調査中止 | 中 83.7% | 中 84.0% | 中 82.6% | 中 100% | 中 82.6% |

13 ■定期的にネットパトロールを行っている学校の割合

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標値 | 達成率 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小 100% |
| 中 100% |
| 高 100% |

- 14 ■文部科学省調査の「不登校児童生徒」のうち、「学校内外の機関等」において相談・指
- 15 導等を受けた児童生徒の割合

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標値 | 達成率 |
|---------|---------|---------|---------|--------|---------|
| 小 79.7% | 小 79.6% | 小 79.9% | 小 76.9% | 小 100% | 小 76.9% |
| 中 78.8% | 中 77.7% | 中 74.2% | 中 68.9% | 中 100% | 中 68.9% |
| 高 85.1% | 高 93.8% | 高 83.7% | 高 77.2% | 高 100% | 高 77.2% |

16 ■新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施市町村数

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標値 | 達成率 |
|---------|---------|---------|---------|------|-------|
| 164 市町村 | 167 市町村 | 175 市町村 | 177 市町村 | 全市町村 | 98.9% |

17

18

1 a 効果

- 2 ○家族の団らんを大切にする「道民家庭の日」(毎月第3日曜日)の普及のため、毎月1回
- 3 JR札幌駅西口コンコースにおいて啓発活動を実施し、住民理解が深まりました。
- 4 ○児童扶養手当等、他の制度活用の機会を利用して、相談支援につなげることで、ひとり親
- 5 世帯が利用できる支援の周知を図りました。

6 7

b 課題

- 8 ○ひとり親世帯が抱える多様な問題に対応するため、母子・父子自立支援員をサポートする
- 9 弁護士の活用など、相談窓口機能の充実を図り、適切な支援に結びつけていく必要があり
- 10 ます。
- 11 ○「北海道ヤングケアラー相談サポートセンター」による、SNS 相談を引き続き実施する
- 12 とともに、悩みや経験を共有できるよう、オンラインサロンの利用を促進するなど、必要
- 13 な支援に結びつけていく必要があります。

14

15 イ 青少年の自立を促す環境づくり

- 16 (ア) 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成
- 17 多様な体験機会の提供
- 18 ・豊かな自然環境を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験機会の提供、芸術
- 19 鑑賞等の優れた文化に触れる機会の充実、ボランティア活動への参加を促進するための
- 20 情報提供、地域づくり等に貢献する青少年に対する顕彰
- 21 国際交流活動の推進
- 22 ・異なる生活や文化についてお互いに理解を深めることができるよう、コミュニケーショ
- 23 ン能力の育成や国際人として主体的に行動できる人材の育成、外国語学習の指導体制の
- 24 整備
- 25 キャリア教育の推進
- 26 ・望ましい勤労観・職業観を育成するためキャリアガイダンスや、インターンシップや体験
- 27 的な学習活動の充実
- 28 若者の就業支援の推進
- 29 ・キャリアカウンセリングから適職のマッチングまでの就職支援サービスの提供、求人と
- 30 求職のミスマッチが生じている業種の理解促進、職業能力開発の向上

3132

33

【主な指標の達成状況】

■体験活動を学校全体の計画に位置づけている学校の割合

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標値 | 達成率 |
|---------|---------|---------|---------|--------|---------|
| 小 68.9% | 小 78.5% | 小 82.7% | 小 85.0% | 小 100% | 小 85.0% |
| 中 59.2% | 中 70.3% | 中 73.6% | 中 78.5% | 中 100% | 中 78.5% |

1 ■グローバル人材の育成に取り組む学校の割合

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標値 | 達成率 |
|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| 87.1% | 95.7% | 98.6% | 91.2% | 100% | 91.2% |

- 2 ■全国学力・学習状況調査において「将来の夢や目標を持っている」という設問に「当ては
- 3 まる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した小学校6年生、中学校3年生の割

4 合)

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標値 | 達成率 |
|------|---------|---------|---------|--------|---------|
| 調査中止 | 小 79.0% | 小 78.5% | 小 80.4% | 小 100% | 小 80.4% |
| | 中 67.3% | 中 66.3% | 中 65.8% | 中 100% | 中 65.8% |

5 ■卒業時に進路希望を設定できない生徒数(道立高等学校において卒業時に進学や就職な

6 どの進路希望を設定できない生徒数)

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標値 | 達成率 |
|------|------|------|------|-----|-----|
| 39 人 | 30 人 | 27 人 | 16 人 | 0人 | |

7

8 (イ) 困難を有する若者を支援する環境づくり

- 9 若年無業者・ひきこもりの若者を支える取組の推進
- 10 ・キャリアカウンセリングから適職のマッチングまでの就職支援サービスの提供、若年無
- 11 業者・ひきこもりの青少年やその家族が相談できる窓口の周知
- 12 障がいのある若者への支援の充実
- 13 ・ 障がいのある若者の職業生活における自立を図るため職業準備訓練や職場実習の斡旋、
- 14 就業・日常生活上の相談等の実施、適性に応じた職種の知識・技能の習得支援

1516

【主な指標の達成状況】

17 ・ 指標設定なし

18

19

a 効果

- 20 ○社会参加活動を通じて地域づくり等に貢献する青少年を表彰する「北海道青少年顕彰」や、
- 21 少年が自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力などを身に付ける契機となる「少年の
- 22 主張 | を実施することにより、本道発展の担い手としての自覚と責任感の高揚が図られま
- 23 した。
- 24 ○道内高校生を「日本の次世代リーダー養成塾」に派遣することにより、青少年に次代の担
- 25 い手としての自立や、青年が地域活動の実践を通じて、地域の中核的人材や担い手として
- 26 成長が促されています。

27

28

1 b 課 題

- 2 ○将来のキャリアデザインがない若者の不本意な早期離職は、再就職できずにニート・フリ
- 3 ーター化するリスクなどが高まることから、若年層の就業支援や望ましい勤労観・職業観
- 4 の育成、新規学卒者の就職活動の支援など、若年者の離職防止や職場定着に向けて、学校
- 5 や企業、行政などが一体となった取組が必要です。
- 6 ○若年無業者等を対象とした職業的自立の支援やひきこもりの若者にとって社会参加の第
- 7 一歩となる自然体験や社会体験など多様な機会の場が必要です。

8

9

- ウ 社会環境の浄化の促進
- 10 (ア) 青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり
- 11 社会環境の整備
- 12 ・北海道青少年健全育成条例の規制内容の周知、立入検査の実施、事業者等の適切な自主
- 13 規制の促進、青少年健全育成功労者の表彰
- 14 非行防止対策の推進
- 15 ・街頭補導、相談活動の実施、非行防止教室の開催、覚醒剤等薬物乱用防止に関する啓発
- 16 資材の作成や研修会の開催、青少年の健全育成に向けた道民運動の推進
- 17 犯罪からの立ち直り支援の充実
- 18 ・関係機関、関係者等地域社会が一体となった非行少年等の立ち直り支援の促進

19

- 20 【主な指標の達成状況】
- 21 ・ 指標設定なし

22

- 23 a 効果
- 24 ○北海道青少年健全育成条例の規制内容の周知及び道・市町村等による書店やコンビニエ
- 25 ンスストア、携帯電話販売店等への立入調査を通じ、地域が一体となった非行や犯罪を防
- 26 ぐ環境づくりが進められました。
- 27 ○非行防止教室や薬物乱用防止教室の開催により、「闇バイト」の危険性などへの理解が深
- 28 まるとともに、特殊詐欺等への関与防止や大麻等の薬物乱用防止につながっています。

29

- 30 b 課 題
- 31 ○非行少年等の数が3年連続増加していることなどから、青少年の非行や犯罪を防ぐ環境
- 32 づくりに向け、立入調査の実施や事業者等の適切な自主規制の促進など引き続き社会環
- 33 境の整備に取り組む必要があります。
- 34 ○街頭補導、相談活動の実施、非行防止教室の開催など、引き続き非行防止対策の推進が必
- 35 要です。

- 1 エ 青少年の福祉を阻害する行為の防止
- 2 (ア) 青少年を犯罪被害から守る環境づくり
- 3 福祉を害する犯罪への対策
- 4 ・ 少年の福祉を害する犯罪の捜査・取締、犯罪被害者等支援の相談窓口や「少年相談 110番 |
- 5 等相談窓口の周知
- 6 情報化社会への対策
- 7 ・ 青少年がスマートフォン等の情報機器を適切に利用できるよう、年齢に応じた家庭での
- 8 ルールづくりの必要性についての啓発、情報モラル教育の充実、フィルタリングの普及促
- 9 進
- 10 安全安心の確保のための取組の推進
- 11 ・ 学校や地域住民、保護者、警察、事業者、施設管理者等の連携による地域社会全体での生
- 12 徒の安全確保の推進

13 【主な指標の達成状況】

- 14 ■学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、「情報活用の基盤となる知識
- 15 や態度について指導する能力 | について、「できる | 、「ややできる | と回答した教員の
- 16 割合

| R2 | R3 | R4 | R5 | 目標値 | 達成率 |
|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| 85.7% | 87.4% | 88.4% | 89.5% | 100% | 89.5% |

17

18 a 効果

- 19 ○スマートフォンやインターネットの使用によりもたらされる有害情報やトラブルから道
- 20 内の青少年を守るために、学校長会、PTA団体、インターネット関連団体、携帯電話会
- 21 社、青少年育成団体、警察、道教委等とともに実行委員会を組織し、メディアの安全・安
- 22 心な利用のための道民意識の醸成が図られました。

23

24

b課題

- 25 ○スマートフォンや SNS の急速な普及に伴い、SNS を通じて犯罪に巻き込まれる青少年が
- 26 増えていることから、スマートフォン・SNS を安全に利用するために、ご家庭でのルー
- 27 ルづくりや、知識が十分でない青少年が不用意に違法・有害サイトにアクセスできないよ
- 28 うに制限する「フィルタリング」機能の普及促進が必要です。

29

30

1 4 第2期北海道子どもの貧困対策推進計画の評価

2 (1) 施策の体系

| | | ①相談窓口の周知 |
|---------------|---------------------|--|
| | | ②保護者への相談支援 |
| | | ③ひとり親家族への相談支援 |
| | | ④児童養護施設等における相談支援 |
| 相談支援 | | ⑤ 学校における相談支援 |
| | | |
| | | ⑥こどもの居場所を通じた相談支援 |
| | | ⑦市町村の相談支援体制の整備に対する支援 |
| | | ⑧相談職員の資質向上 |
| | | ①確かな学力の育成をめざす学校教育の推進 |
| | 学校における教育支援 | ②学校と福祉関連機関等との連携 |
| | | ③地域の教育力の向上 |
| | 幼児教育・保育における教育支援 | ①質の高い幼児教育・保育の確保 |
| | | ①就学支援の充実 |
| | | ②学習支援の充実 |
| | | ③高校生等の経済的負担の軽減 |
| | 就学支援の充実 | ④奨学金制度の活用・充実 |
| | | ⑤高等学校等における就学継続等のための支援 |
| 教育支援 | | ⑥特別支援教育の充実 |
| | | ⑦外国人のこども等への支援 |
| | | ①大学生等の経済的負担の軽減 |
| | 上学生学の教育機会の担供 | ②奨学金制度の活用・充実 |
| | 大学進学等の教育機会の提供 | ③進学費用等の支援 |
| | | ④道立高等技術専門学院訓練生等に対する支援 |
| | | ①多様な体験活動の機会の提供 |
| | その他の教育支援 | ②こどもの居場所等を活用した地域における学習支援 |
| | | ③多様な学習機会の提供 |
| | | ④将来を考える機会の提供 |
| | | ①保護者の自立支援 |
| | | ②保育等の確保 |
| | 生活環境の整備 | ③子育て家庭の健康安全確保 |
| | 工门水光。 | ④ 日本 |
| | | 5住宅支援の充実 |
| | | ①児童養護施設等に入所するこどもへの支援 |
| | | ②家庭的養護の推進 |
| 生活支援 | こどもの生活支援 | ③こどもの健やかな発育等に関する支援 |
| | こともの王伯文版 | ④こどもの食事・栄養状態の確保 |
| | | ⑤こどもの居場所等を活用した地域とのつながり支援 |
| | こどもの就労支援 | ①就労促進に向けた支援 |
| | こともの机力又接 | ①相談職員の資質向上 |
| | スの他の仕ば士極 | |
| | その他の生活支援 | ②母子・父子福祉団体への支援 |
| | | ③こどもの意見の適切な社会反映 |
| 口蓮北小・ | トナッか 学士極 | ①就労促進に向けた支援 |
| 休護者に刈 | する就労支援 | ②学び直しへの支援 |
| | | ③就労機会の確保 |
| | | ①医療費負担の軽減 |
| AT 14.11 1.10 | | ②妊娠や出産費用の負担軽減 |
| 経済的支援 | Ž | ③児童扶養手当の支給 |
| 1.4224 | | ④生活の安定に向けた経済的支援 |
| | | ⑤養育費の確保に関する支援 |

1 (2)目標設定項目の推進状況

| 項目 | 令和5年度実績 | 令和6年度目標値 | 達成率 |
|---|-------------------|-------------|--------|
| 生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率 | 94.8% (R4実績) | 99.3% | 95.5% |
| 生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率 | 3.8% (R4実績) | 1.7% | 44.7% |
| 生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率 | 41.4% (R4実績) | 50.0% | 82.8% |
| 児童養護施設のこどもの高等学校等進学率 | 98.2% | 99.3% | 98.9% |
| 児童養護施設のこどもの大学等進学率 | 39.2% | 50.0% | 78.4% |
| ひとり親家庭のこどもの就園率(保育所・幼稚園) | 88,2% (R4実績) | 現状値を維持 | _ |
| 新入学児童生徒学用品等の入学前支給の実施市町村 | 177市町村 | 全市町村 | 98.9% |
| ひとり親家庭において、経済的理由で、電気・ガ ス・水道のいずれかの料金を支払いができなかった 経験が「あった」と答えた割合 | 16.6% (R 4 実績) | 現状からの 減少 | - |
| ひとり親家庭において、経済的理由で、家族が必要 とする食料を買えなかった経験が「あった」と答え た割合 | 36.8% (R 4 実績) | 現状からの 減少 | _ |
| ひとり親家庭において、こどものことで困ったこと や悩みがあるときに相談する相手がいないと答えた 割合 | 10.0% (R 4 実績) | 現状からの 減少 | - |
| ひとり親家庭の親の就業率 (母子世帯) | 81.5% (R 2 実績) | 80.0% | 101.9% |
| ひとり親家庭の親の就業率 (父子世帯) | 88.4% (R 2 実績) | 88.1% | 100.3% |
| ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 (母子世帯) | 49.0% (R 2 実績) | 44.4% | 110.4% |
| ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 (父子世帯) | 72.0% (R 2 実績) | 現状からの 増加 | _ |
| 「こどもの居場所」がある市町村数 | 102市町村 | 全市町村 | 57.0% |
| 母子・父子自立支援員を知らなかった人の割合 | 34.0% (R 4 実績) | 現状からの 減少 | _ |
| ひとり親家庭のうちこどもに期待する学歴を高校ま でと答えた割合 | 26.5% (R4実績) | 現状からの 減少 | _ |
| 子どもの貧困対策推進計画を策定した市町村 | 66市町村 | 全市町村 | 36.9% |

- 1 北海道では、本道のこどもの貧困の状況が全国の中でも大変厳しい地域の一つであるこ
- 2 とを踏まえ、特に「相談支援」、「教育支援」、「生活支援」、「保護者に対する就労支
- 3 援 | 、「経済的支援 | を中心とする施策に重点的に取り組んできました。
- 4 令和5年度(2023年度)までの主な取組と達成状況は次のとおりです。

5

6 (3) 各重点施策の評価

- 7 ① 相談支援
- 8 ア 主な施策の取組状況
- 9 ○相談窓口の周知
- 10 ・ホームページやSNSにより各種相談窓口を周知
- 11 ・ひとり親家庭等に対する支援策などを掲載したリーフレットを作成。関係機関や民間団
- 12 体と連携して配布
- 13 ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいてSNSを活用した事業内容と各種制度の周
- 14 知を実施
- 15 ○保護者への相談支援
- 16 ・生活保護世帯や生活困窮世帯の自立に向けた相談支援を実施
- 17 〇ひとり親家庭への相談支援
- 18 ・ 各総合振興局・振興局に配置している母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援
- 19 センターの相談員が、ひとり親家庭の就労・生活や養育費などに関する相談支援を実施
- 20 ○児童養護施設等における相談支援
- 21 ・児童養護施設を退所した後も、職場への定着や就学の継続を支援するため、各施設に生活
- 22 相談支援職員を配置し、相談対応を実施
- 23 ・ 自立援助ホームにおいて共同生活を行うこどもに対する相談や日常生活上の援助、生活
- 24 指導、就業に対する支援を実施
- 25 ○市町村の相談支援体制の充実
- 26 ・ 市町村におけるこどもの貧困対策に関する相談体制を構築していく上で参考となるよ
- 27 う、先進事例の情報提供を行うほか、相談担当職員への研修を実施

2829

30

31

32

33

34

1 【主な取組実績】

2 ■全道の自立相談支援機関による生活困窮者への相談支援

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 新規相談受付件数 | 26,064 | 27,135 | 18,822 | 12,755 |

3 ■母子・父子自立支援員によるひとり親家庭への相談支援

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 相談件数 | 3,367 | 3,242 | 2,360 | 2,755 |

4 ■母子家庭等就業・自立支援センターによるひとり親家庭への相談支援

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 相談件数 | 2,659 | 2,515 | 2,316 | 2,363 |

5 ■母子・父子自立支援員研修の実施

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|------|----|----|----|----|
| 参加者数 | 58 | 76 | 54 | 71 |

7 イ 効果・課題

8 (ア) 効果

6

11

9 ○児童扶養手当等、他の制度活用の機会を利用して相談支援につなげることで、ひとり親家

10 庭が利用できる支援の周知を図りました。

12 (1) 課題

13 ○ひとり親家庭が抱える多様な問題に対応するため、母子・父子自立支援員をサポートする

14 嘱託弁護士の活用など、相談窓口の機能の充実を図り、適切な支援に結びつけていく必要

15 があります。

16 ○「北海道ヤングケアラー相談サポートセンター」による、LINE等を活用したSNS相

談を引き続き実施するとともに、悩みや経験を共有できるようなオンラインサロンの利

18 用を促進し、必要な支援に結びつけていく必要があります。

1920

17

2122

23

24

25

26

27

- 1 ② 教育の支援
- 2 ア 主な施策の取組状況
- 3 ○学校における教育支援
- 4 ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを増員するとともに、市町村教育
- 5 委員会における配置を促進し、学校と福祉関連機関等との連携強化を進めることにより、
- 6 市町村が実施する家庭教育の促進に向けた取組に対する支援を充実

7 ○幼児教育・保育における教育支援

- 8 ・幼児教育の質の向上を図るため、北海道幼児教育推進センターにおいて、幼児教育施設の
- 9 職員や市町村職員に対する研修を実施するとともに、幼児教育相談員による助言体制の
- 10 構築や、小学校教育との連携・接続の促進などの取組を実施

11 ○就学支援の充実

- 12 ・ 市町村が実施している義務教育段階の就学援助制度について、きめ細かな広報等を実施
- 13 ・ 就学支援金制度などにより、高等学校等における授業料に係る経済的負担を軽減

14 ○大学進学等の教育機会の提供

15 ・各種奨学金制度や生活福祉資金制度による教育支援資金などの情報発信に努め、活用を

16 促進

17 ○その他の教育支援

- 18 ・新規開設に向けた相談や優良事例を紹介する研修等を行うことにより、地域の学習支援
- 19 の取組を行っているこどもの居場所の設置を促進
- 20 ・ひとり親家庭のこどもの学習支援等を行う市町村に対し補助を実施

21

22 【主な取組実績】

23 ■スクールソーシャルワーカーの配置

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-------|----|----|----|-----|
| 配置済人数 | 86 | 97 | 97 | 101 |

24 ■スクールカウンセラーの配置(※市町村実施分含む)

| 通年型配置校数 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|---------|-----|-----|-----|-----|
| 小学校 | 755 | 746 | 744 | 729 |
| 中学校 | 452 | 447 | 450 | 443 |

25 ■就学支援金等の利用者数

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 利用者数 | 121,233 | 117,039 | 113,895 | 111,499 |

26 ■こどもの居場所での学習支援実施状況

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|--------|----|----|----|----|
| 実施市町村数 | 51 | 47 | 50 | 61 |

1 イ 効果・課題

- 2 (7) 効果
- 3 ○スクールソーシャルワーカーの配置・派遣が増え、関係機関との連携により、支援を必
- 4 要とする児童生徒の置かれた環境改善に向けた取組が進められています。

5

6 (4) 課題

- 7 ○学校におけるこどもや保護者に対する相談機能を充実するため、スクールソーシャルワ
- 8 ーカーやスクールカウンセラーの配置をさらに推進するとともに、オンラインでのカウ
- 9 ンセリングを活用した問題の早期解決が必要です。
- 10 ○幼児教育施設と小学校の連携・接続の促進に向け、モデル地域においてカリキュラム等
- 11 の開発等を行い、「北海道版スタートプログラム」の策定に取り組む必要があります。
- 12 ○経済的理由で大学等への進学が困難なこどもの進学機会の確保を図るため、関係機関と
- 13 も連携して給付型奨学金や教育支援資金の貸付けなどの一層の利用促進が必要です。

14

15 ③ 生活の支援

- 16 ア 主な施策の取組状況
- 17 〇保護者の生活支援
- 18 ・生活保護世帯に対し、食費等の日常生活に必要な費用を支給
- 19 ・生活困窮世帯の保護者からの自立に関する相談に応じ、必要な情報提供などを実施
- 20 ・ひとり親家庭において、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、生活援助を行
- 21 う者を派遣する市町村に補助
- 22 ・保護者が安心して働けるよう、多様な保育サービスの充実を図るとともに、放課後児童ク
- 23 ラブや放課後子供教室の設置を促進
- 24 ○こどもの生活支援
- 25 ・児童養護施設等を退所した後の就職や住宅等賃貸の際の保証人を確保するため、施設長
- 26 などが保証人になった場合の損害賠償保険料を負担し、自立に向けた生活環境を整備
- 27 ・こどもの居場所づくりを推進し、安定的に運営できるよう、子どもの貧困対策ネットワー
- 28 ク事業により、新規開設に向けた相談や実践者に対する研修等を実施
- 29 ○こどもの就労支援
- 30 ・児童養護施設等を退所した後の就職や進学に向けた支度費を支給し、自立に向けた生活
- 31 環境を整備
- 32 ・ 各児童養護施設に生活相談支援職員を配置し、退所後も継続的に相談支援を実施

33

34

35

1 【主な取組実績】

2 ■保育所、認定こども園及び地域型保育事業所を整備

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-----------|----|----|----|----|
| 保育所 | 9 | 9 | 4 | 2 |
| 認定こども園(幼) | 32 | 27 | 16 | 0 |
| 認定こども園(保) | 22 | 4 | 2 | 0 |
| 地域型保育事業所 | 2 | 3 | 3 | 3 |

- 3 ※R5 から認定こども園の幼稚園機能部分と保育所機能部分の施設整備補助金が一元化。
- 4 ■退所児童の自立を支援するため各種支援費を支給

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|--------------|----|----|----|----|
| 就職支度費 | 48 | 49 | 35 | 41 |
| 大学進学等自立支援支度費 | 9 | 12 | 10 | 5 |

5 ■退所児童の損害賠償保険料の負担件数

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|--------|----|----|----|----|
| 身元保証契約 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| 連帯保証契約 | 7 | 11 | 9 | 5 |

6 ■こどもの居場所の整備促進

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|------|----|----|----|-----|
| 市町村数 | 82 | 84 | 86 | 102 |

7 ■こどもの居場所の開設予定者に対する相談・研修の実施

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|---------|----|----|----|----|
| 研修会実施か所 | _ | 6 | 6 | 6 |

8

9 イ 効果・課題

- 10 (7) 効果
- 11 ○児童養護施設等退所児童に対し、進学のための貸付制度の活用を促進し、就職支度費や
- 12 大学進学等自立生活支援費を給付することにより、こどもたちの円滑な自立を推進して
- 13 います。
- 14 ○食事提供や学習支援を行うこどもの居場所は、様々な事情を抱えるこどもたちが信頼で
- 15 きる大人と出会い、安心して過ごせる場所となっており、徐々に設置市町村数が増えて
- 16 います。
- 17 (4) 課題
- 18 ○児童養護施設等退所児童や関係機関に対して、進学等のための奨学金制度や貸付制度を
- 19 周知するほか、就職・進学に向けた支度費の支給、身元保証人の確保など、引き続き、
- 20 きめ細かな支援を行う必要があります。

- 1 ○こどもの居場所の新規開設に係る相談対応など、こどもの居場所づくりを推進するとと
- 2 もに、設置主体との意見交換を開催し、安定的な運営に向けた研修を実施するなど現場
- 3 のニーズに即した取組を進めていく必要があります。

4

- 5 ④ 保護者に対する就労支援
- 6 ア 主な施策の取組状況
- 7 就労促進に向けた支援
- 8 ・生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、住居確保給付金受給世帯及び生活困窮世帯の保護
- 9 者に対し、ハローワークと連携して求人情報の提供や面接時の助言などを実施
- 10 ・母子家庭等就業・自立支援センターに就業促進員、就業相談員を配置し、就業に関する相
- 11 談、技能取得、就業情報提供などの就労支援を実施
- 12 ・ジョブカフェ北海道に「マザーズ・キャリアカフェ」を設置し、子育てをしながら働きた
- 13 い女性等の就業・育児に係る相談にワンストップで対応

14 ○学び直しへの支援

- 15 ・ひとり親家庭の親に対して自立支援教育訓練給付金や高等学校卒業程度認定試験合格支
- 16 接給付金を活用して受講費を支給し、職業能力開発のための講座や高卒認定試験合格の
- 17 ための講座の受講を促進
- 18 ・ひとり親家庭の親が看護師、保育士等の資格を取得するまでの期間に必要な生活費等を
- 19 支給する高等職業訓練促進給付金を活用し、経済的自立に有効な修業を促進
- 20 ・ 高等職業訓練促進給付金を活用して修学する場合に、ひとり親家庭高等職業訓練促進資
- 21 金貸付事業により入学準備金や就職準備金、住宅支援資金を貸し付け、資格取得を促進

22 ○就労機会の確保

- 23 ・母子・父子福祉団体の受注機会の拡大を通じてひとり親家庭の親の就業が図られるよう、
- 24 清掃等についての優先的発注を推奨

25

27

26 【主な取組実績】

■「マザーズ・キャリアカフェ」のカウンセリングやセミナーの実施

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|
| カウンセリング人数 | 284 | 464 | 622 | 587 |
| セミナー参加人数 | 59 | 140 | 75 | 63 |
| 就職者数 | 90 | 127 | 155 | 161 |

28 ■母子・父子自立支援プログラムの策定(母子家庭等就業・自立支援センター)

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|------|----|----|----|----|
| 策定件数 | 58 | 49 | 45 | 54 |

29

1 ■自立支援教育訓練給付金の支給

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|------|----|----|----|----|
| 支給件数 | 9 | 7 | 9 | 5 |

2 ■高等職業訓練促進給付金の支給

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|------|----|----|----|----|
| 支給件数 | 21 | 20 | 31 | 29 |

3 ■ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|------|----|----|----|----|
| 貸付人数 | 69 | 78 | 49 | 51 |

4

5 イ 効果・課題

- 6 (7) 効果
- 7 ○ひとり親家庭の親の就業率や、正規職員・従業員の割合が増えており、保護者にとって
- 8 安心してこどもを育てられる適正な労働環境の確保につながっています。

9

10 (4) 課題

- 11 ○関係機関と連携し、様々な支援を組み合わせて就労支援に取り組む必要があります。
- 12 ○「高等職業訓練促進給付金」における、デジタル分野等の民間資格取得講座の受講を促
- 13 進するとともに、「自立支援教育訓練給付金」の利用促進等により、就労を通じた自立
- 14 を支援する必要があります。

15

16 ⑤ 経済的支援

- 17 ア 主な施策の取組状況
- 18 ○医療費負担の軽減
- 19 ・乳幼児等の医療費の助成を行う市町村に対し補助
- 20 ・ひとり親家庭等のこどもや父母の医療費の助成を行う市町村に対し補助
- 21 妊娠や出産費用の負担軽減
- 22 ・経済的理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、指定医療機関で出産を行う場
- 23 合の費用を助成する市町村に対し補助
- 24 生活の安定に向けた経済的支援
- 25 ・ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、教育や生活、就業面での改善に向け母子・父子・
- 26 寡婦を対象とした福祉資金の貸付けを実施
- 27 ・低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目的に、生活資金、修
- 28 学資金等の貸付けを実施
- 29 ・母子家庭等就業・自立支援センターにおける就労支援のほか、地域生活や養育費に関す
- 30 る相談など、ひとり親家庭を総合的に支援

1 【主な取組実績】

2 ■乳幼児等医療給付事業

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総受診数 | 3,809,466 | 2,919,727 | 2,980,363 | 3,574,010 |

3 ■ひとり親等医療給付事業

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 総受診数 | 968,562 | 674,265 | 671,303 | 796,613 |

4 ■助産施設における助産の実施

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|---------|-----|-----|-----|-----|
| 助産の実施人数 | 135 | 143 | 110 | 112 |

5 ■母子父子寡婦福祉資金の貸付

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|--------|-----|-----|-----|-----|
| 新規貸付人数 | 604 | 442 | 474 | 504 |

- 6 ■生活福祉資金等の貸付(※新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活費に困
- 7 窮した方への緊急小口資金等の特例貸付分を除く)

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 貸付件数 | 508 | 547 | 589 | 652 |

8 ■弁護士相談(母子家庭等就業・自立支援センター)

| | R2 | R3 | R4 | R5 |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 相談件数 | 160 | 141 | 148 | 148 |

10 イ 効果・課題

11 (7) 効果

- 12 ○弁護士による相談の機会を設けることで、養育費の取り決めなどの専門的な相談に対応
- 13 するほか、研修等を実施することで、相談対応職員の資質向上図っています。

15 (1) 課題

- 16 ○関係団体と連携しながら、医療費の負担軽減や資金の貸付け、相談対応など、ニーズに
- 17 応じた支援を実施する必要があります。

18 19

14

9

20

第4 (仮称)「北海道こども計画」策定の考え方

2 1 計画の基本的な対応方向

- 3 こどもを取り巻く現状やこれまでの計画の評価を踏まえると、男性の育児休業取得率の
- 4 向上等、一定の効果は見られますが、本道の出生率は全国と比較し、依然として低い状況で
- 5 す。また、児童虐待やこどもの貧困、いじめ、不登校など、こどもを取り巻く環境は深刻な
- 6 状況です。

1

- 7 一方、昨今の動きとして、こども基本法の施行、「こども未来戦略」に基づくこども・子
- 8 育て施策の抜本的強化、「こども大綱」の閣議決定など、こども家庭庁を中心に、新たな施
- 9 策が実施されています。
- 10 また、道においても、国の動きを踏まえ、知事をトップとする北海道こども政策推進本部
- 11 の立ち上げや、こどもの権利等を基本理念とする「(仮称)北海道こども基本条例」の策定
- 12 等新たな取組を進めています。
- 13 これまでの計画の取組状況の評価等のほか、こうした新たな方針や施策を踏まえて計画
- 14 の目標を定めるとともに、「こども大綱」に示された6つの基本方針に沿って、具体的な取
- 15 組を設定します。

16

17 2 計画の目標

- 18 こども施策を総合的かつ計画的に推進し、計画の目指す姿である「こどもまんなか社会」
- 19 を実現するには、こどもを含む、全ての道民にとって分かりやすい目標を設定し、取り組む
- 20 ことが重要です。そのため、次のとおり計画の目標を設定し、庁内や関係機関との連携の下、
- 21 計画に盛り込まれた取組の計画的実施や、指標の達成状況の評価等を通じ、目標の実現を図
- 22 っていきます。

23

24

25

2627

28

20

2930

31

32

33

(1)計画の基本目標

- 2 「こども・若者が個人として尊重され、自分らしく幸せに成長できる地域社会の実現」、
- 3 「こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶えられる地域社会の実現」の2つを
- 4 基本目標に掲げ、各般の施策を進めていくこととします。
- 5 この基本目標の達成に向けて、本計画期間 (令和7年度(2025年度)~11年度(2029年
- 6 度))内においては、前者について、「こどもまんなか社会の実現に向かっていると思う人
- 7 の割合」70% (R5:全国 15.7%)、「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえてい
- 8 ると思うこども・若者の割合」70%(R5:全国 20.3%)、「こども基本法について知って
- 9 いるこどもや大人の割合 | (R5:こども 31.6%、大人 56.8%) の増加を図り、後者につい
- 10 て、「安心してこどもを育てられる環境の向上(各種調査による、環境が整っていると思う
- 11 人の割合 (R5:57.2%) の増加)」を図るとともに、出生率を全国平均 (R5:全国 1.12、
- 12 道 1.06) まで引き上げることを目標として設定します。

13 (2)都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされている事項

- 14 子ども・子育て支援法により国が定めた「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
- 15 提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕
- 16 事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 | に基づき、都道府県
- 17 が子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされている次の指標等を設定します。

18

1

19 ① 区域の設定

- 20 広大な本道にあっては、こどもたちが居住している市町村内において教育・保育や各種の
- 21 子育て支援サービスなどを受けることができる体制を構築することが望ましいことから、
- 22 道では、179市町村を単位として区域を設定します。
- 23 なお、この区域は、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の単位となるも
- 24 のであり、需給調整に当たっては、国の基本方針に基づき行うこととします。

25

26 ② 各年度における教育・保育の量の見込み等

- 27 市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市町村ごとに、こどもの認
- 28 定区分に応じた教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)及び特定地域型保育事業
- 29 (小規模保育、家庭的保育等)に係る必要利用定員総数などを定めます。
- 30 放課後児童クラブなど市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に関して、計画期間
- 31 中に達成すべき目標事業量を定めることとします。

32

33

③ 各年度における認定こども園の目標設置数

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況などによらず柔 軟にこどもを受け入れられる施設であることを踏まえ、地域住民の利用希望などに沿って 利用が可能となるよう、市町村ごとに目標設置数などを定めます。

④ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育を行う者の見込み数

教育・保育の提供が必要なこどもの数を定めた市町村子ども・子育て支援事業計画を基本 として、現行の認定こども園や幼稚園、保育所の施設数などを勘案し、必要となる保育教諭、

幼稚園教諭、保育士及び家庭的保育者等の見込み数を定めます。

(3) 「都道府県社会的養育推進計画」に定めることとされている事項

平成28年(2016年)改正児童福祉法では、こどもが権利の主体であることが位置付けら れるとともに、こどもの「家庭養育優先原則」が明記され、令和4年(2022年)改正児童 福祉法では、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図ら

れた児童福祉施策を推進するため、所要の措置が講じられました。

今般、国から既存の計画を見直し、新たな計画を策定するに当たっての基本的な考え方や 計画に記載すべき事項等をまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示された ことから、本要領に基づき里親等委託率などの指標等を設定します。

(4) その他の指標

「第4期少子化対策計画」、「第2次青少年計画」、「第2期貧困対策計画」で設定した 項目のほか、「こども大綱」や他の計画で数値目標や指標として掲げられた項目を基に、「こ どもまんなか社会 | の実現の視点に立ち、設定します(具体的な項目は P142)。



1 3 目標達成に向けた基本的な方針と具体的な取組

- 2 目標達成に向け、「こども大綱」に示された(1)から(6)の6つの基本方針に沿って、
- 3 ①~②の取組を進めます。

4

- 5 (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、
- 6 権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 7 ① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 8 ○こどもの権利の普及啓発
- 9 ・子どもの権利条約やこども基本法、(仮称)北海道こども基本条例について、こども・若
- 10 者や子育て当事者を含む、全ての道民に正しく理解されるよう情報発信や普及啓発に取
- 11 り組みます。

12

- 13 ○こどもの権利に関する学習機会の確保
- 14 ・こどもの発達の段階に応じた、多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生の実現に向
- 15 けた人権教育を展開していきます。

16

17 ・こどもが自らの権利について正しく理解できるよう、学習機会の確保に取り組みます。

18

- 19 ○相談に対応する支援体制の充実
- 20 ・いじめや虐待等、こどもや保護者等からの様々な相談に対応できるよう、支援体制の充実
- 21 を図ります。

22

- 23 (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しな
- 24 がら、共に進めていく
- 25 ② こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映
- 26 ○こども・若者、子育て当事者の意見反映の促進
- 27 ・こども向けパブリックコメントの着実な実施など、道の施策について、インターネットを
- 28 活用するなどして、全道のこども・若者から幅広く意見を聴き、こども・若者の意見が道
- 29 政へ反映されるよう取り組みます。

30

- 31 ・北海道こども施策審議会に「こども部会」を設置し、こどもの目線に立って考えた北海道
- 32 の課題の解決に向けた様々な意見を道政へ反映させるよう取り組みます。

1 ・北海道こども施策審議会にこども・若者委員の参画を促進し、道政にこども・若者の意見

2 を反映させるための取組を推進します。

3

4 ・ 若い世代の意見を聴き、また情報発信を強化するため、大学生世代を対象としたユースプ 5 ランナー制度の取組を推進します。

6

7 ・関係部局、民間団体等と連携し、子育て当事者の意見を道政に反映させる取組を推進しま 8 す。

9

10 ・障がいのあるこどもや社会的養護の下で暮らすこども、ヤングケアラーなど声をあげに11 くいこどもから意見を聴き、道政に反映させる取組を推進します。

12

- 13 ③ こども・若者の社会参加の推進
- 14 こども・若者の社会参加の推進
- 15 ・こども・若者の意見の表明、交流機会の確保、意思決定過程への参加、遊びや文化・スポ
- 16 ーツ体験活動への参加など、社会的活動への参加を推進します。

17

- 18 ④ こどもの居場所づくりの推進
- 19 〇 指針を踏まえた多様な居場所づくりの推進
- 20 ・全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心し
- 21 て過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、こどもの居場所づくりに関する指針
- 22 に基づき、こどもの居場所づくりを推進します。

23

- 24 ・ 全てのこども・若者を対象とした居場所から、不登校、重い病気・障がいのあるこども・
- 25 若者など特定のニーズに対応した個別支援を提供する居場所まで、様々なニーズや特性
- 26 を持つこども・若者が、身近な地域において、それぞれのライフステージに応じた居場所
- 27 を持つことができるよう、多様な居場所づくりに取り組みます。

28

29 ・全ての居場所において、こどもの権利が守られ、こどもたちが安心・安全に過ごすことが 30 できるよう、必要な取組を進めます。

31

32 ・こども・若者に身近な地域である市町村による取組を支援するとともに、必要に応じて、33 市町村区域を超えた広域的なこどもの居場所づくりに向けた取組を進めます。

34

1 ○放課後児童の健全育成

2 ・全てのこどもが放課後を安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課

3 後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブについて、市町村の子ども・子育て

4 支援事業計画に基づく計画的な整備や人材の確保などを進め、待機児童の早期解消を図

5 ります。

6 7

<放課後児童クラブの目標整備量>※調整中

| | R7 年度 | R8年度 | R9年度 | R10 年度 | R11 年度 |
|-------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 人〇〇〇〇人 | 0000人 | 人〇〇〇〇人 | 人〇〇〇〇人 | 人〇〇〇〇人 |
| 利用定員数 | 人〇〇〇〇人 | 0000人 | 0000人 | 人〇〇〇〇人 | 人〇〇〇〇人 |
| 目標事業量 | ○○○か所 | ○○○か所 | ○○○か所 | ○○○か所 | ○○○か所 |

8

9 ・一人一人のこどもの発達段階に応じたきめ細やかな指導などを確保するため、適切な規

10 模による放課後児童クラブの運営を促進します。

11

12 ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室における従事者等を対象とした研修の開催などに

13 より、従事者及び参画者等の確保や資質の向上を図ります。

14

15 ・こどもたちの放課後や週末等における安全で安心な活動拠点をつくるため、放課後児童

16 クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進のほか、活動プログラムの提供や研修会

17 の開催などにより、活動の充実を図ります。

18

19 ・放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の処遇改善を図り、人材確保に向けた取

組を推進するとともに、安定的な運営の確保に向けた支援を行います。

2021

22

・学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携した取

23 組を推進するなど、学校施設の利用促進の観点も含め、福祉部局と教育部局が連携し、

24 放課後児童対策に取り組みます。

25

2627

28

29

30